



第3期筑前町子ども・子育て支援事業計画（令和7年度～令和11年度）

第3期 筑前町 子ども・子育て支援事業計画

（令和7年度～令和11年度）



令和7年3月
筑前町

令和7年3月
筑前町

はじめに



筑前町は、自然を有している一方で、福岡都市圏や久留米広域圏と隣接し、また上下水道や道路等の生活基盤の整備が進んでいるなど、利便性が高い町である地の利を活かし「緑あふれる豊かで便利なおいなか」のまちづくりを進めてきました。その結果、企業誘致や宅地開発が進み、全国的な人口減社会のなかにおいて、筑前町は人口を維持しています。一方で、家族形態の変化や就労形態の多様化、また地域コミュニティ意識の希薄化などが進み、こども・子育てをめぐる環境も大きく変化しています。

また、国では、こどもの最善の利益を第一に考え、こどもに関する取り組みや政策を国の社会の真ん中に据える「こどもまんなか社会」の実現に向け、令和5年度に「こども家庭庁」が発足し、こども施策に関する基本的な方針を定めた「こども大綱」を盛り込んだ「こども基本法」を施行しました。「こども基本法」では、市町村において、こども大綱を勘案した市町村こども計画の策定に努めるものと規定されています。

本町では、令和元年度に「第2期筑前町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、「みつめよう こどもの心 親の声 未来へつなぐ 町づくり」を基本理念に、地域ぐるみでのこども・子育て家庭に対する支援を進めてまいりました。

令和6年度をもって第2期計画期間が終了することに伴い、このたび新たに、令和7年度から令和11年度の5年間を計画期間とする「第3期筑前町子ども・子育て支援事業計画」を策定いたしました。

今後は、本計画を一部としたこども計画の策定も進めていきます。

今後とも、本町ではこの計画に基づき、筑前町に暮らすすべてのこどもが心豊かでたくましく育ち、たくさんの笑顔に包まれて幸せな子育てができるまちづくりを進めてまいります。

最後に本計画の策定にあたり、ご審議いただきました「筑前町子ども・子育て会議」委員の皆様をはじめ、子育てに関するアンケート調査やパブリックコメント等を通じてご意見・ご協力をいただきました関係機関や町民の皆様に対し、心からお礼申し上げます。

引き続き、計画の推進に対し、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和7年3月

筑前町長 田頭 喜久己

目次

第1章 計画の概要

1. 計画策定の背景及び趣旨	1
2. 計画の性格と位置づけ	2
3. 計画の期間	3
4. 計画の策定体制	3

第2章 筑前町のこども・子育て家庭を取り巻く現状

1. 人口の推移	5
2. 出生の動向	7
3. 婚姻の動向	8
4. 人口動態	10
5. 世帯の動向	11
6. 就業状況	15

第3章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念	17
2. 基本的視点	17
3. 基本目標	18
4. 成果指標	19

第4章 子育て支援のための取り組み

基本目標1 全てのこどもが持つ権利の保障	21
基本目標2 健やかに生み育てられる環境づくり	23
基本目標3 こどもの成長を支える環境整備	34
基本目標4 きめ細かな対応が必要なこどもへの支援	39
基本目標5 こどもを安心して生み育てることができるための支援	46

第5章 幼児期の教育・保育、地域子ども・子育て支援事業 に係る量の見込みと確保の方策

1. 教育・保育提供区域の設定…………… 53
2. 幼児期の教育・保育に係る量の見込みと確保の方策…………… 54
3. 地域子ども・子育て支援事業に係る量の見込みと確保の方策…………… 56
4. 事業の推進に向けて…………… 66

第6章 推進体制

1. 計画の周知…………… 67
2. 関係機関との連携・協働…………… 67
3. 計画の進捗状況の管理・評価…………… 67

資料編

1. 筑前町子育てに関するアンケート調査（ニーズ調査）の結果と分析…………… 69
2. 用語解説…………… 87
3. 筑前町子ども・子育て会議条例…………… 93
4. 筑前町子ども・子育て会議委員名簿…………… 95
5. 筑前町子ども・子育て支援事業計画策定経過…………… 95

第1章 計画の概要

第1章 計画の概要

1. 計画策定の背景及び趣旨

急速な少子化の進展や、働き方改革による就労環境の変化、IT化の進展に伴う情報、コミュニケーション手段の多様化などに伴い、乳幼児の保育、教育など子どもを取り巻く環境は著しく変化しており、子育てを社会全体で支援していくことが必要となっています。

特に、前計画（第2期筑前町子ども・子育て支援事業計画）策定以降、国は、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として、令和5年4月に「こども基本法」を施行しました。「こども基本法」は、憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども施策を総合的に推進することを目的とし、こども施策の基本理念やこども大綱の策定、こども等の意見の反映などについて定めています。

このように、こどもと子育て世帯を支援する「こどもまんなか社会」の実現のため、国を始め、地域においても様々な施策に取り組む必要があります。

本町においては、『みつめよう こどもの心 親の声 未来へつなぐ 町づくり』を基本理念とし、未来を担う子どもたちの声をしっかりと聞き、地域で子どもたちを見守り育てていく体制づくりを進めるため「第2期筑前町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、令和2年度から5年間のこどもの健全育成や子育て支援に関する総合計画と位置づけ、取組を進めてきました。

この計画期間が令和6年度をもって終了することから、今回第2期計画の進捗状況を確認し、新たに令和7年度から令和11年度までを計画期間として「第3期筑前町子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

2. 計画の性格と位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法に基づく「子ども・子育て支援事業計画」として策定し、令和7年度から第3期子ども・子育て支援事業計画を開始しつつ、令和8年度からは「こども計画」の一部として位置づけます。

また、本計画は、「第2次筑前町総合計画」（令和2～11年度）を上位計画とし、その他の各種関連計画との整合性を図って策定するものです。

【こども基本法（抜粋）】

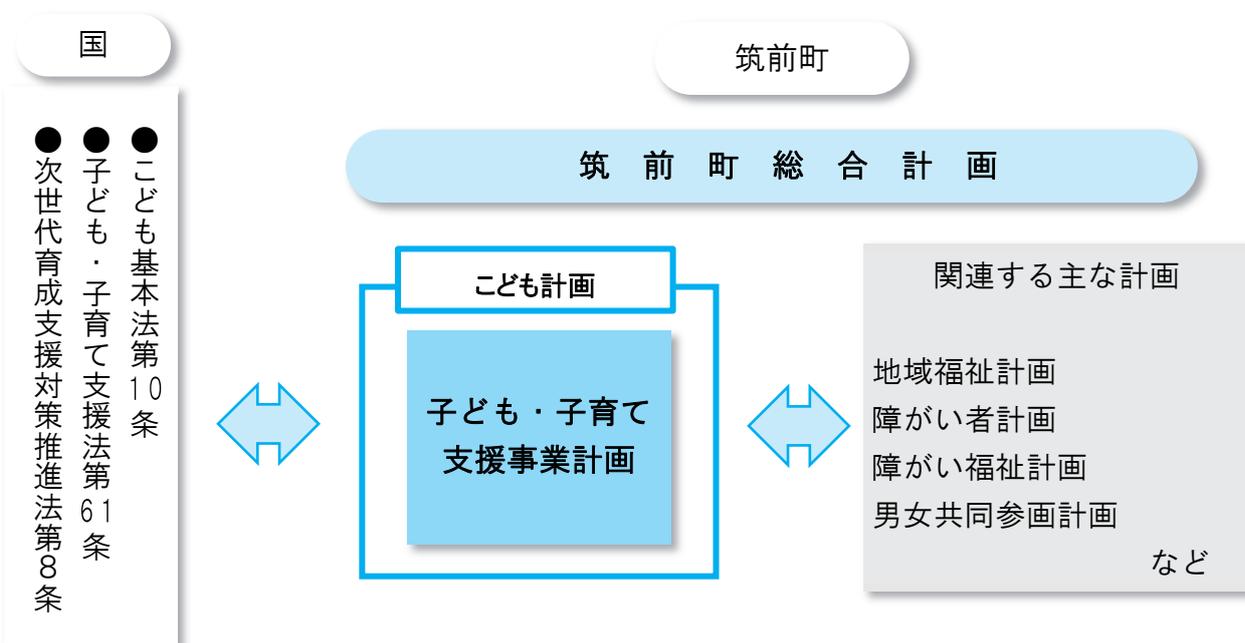
第十条 2 市町村は、こども大綱（都道府県こども計画が定められているときは、こども大綱及び都道府県こども計画）を勘案して、当該市町村におけるこども施策についての計画（以下この条において「市町村こども計画」という。）を定めるよう務めるものとする。

【子ども・子育て支援法（抜粋）】

第六十一条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

【次世代育成支援対策推進法（抜粋）】

第八条 市町村は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を策定することができる。



3. 計画の期間

本計画は、令和8年度に策定する「こども計画」の一部として位置づけるため、令和7年度から令和11年度までの5年間を計画期間とします。

4. 計画の策定体制

(1) ニーズ調査の実施

本計画の策定にあたっては、就学前や小学生の児童がおられる家庭に対してニーズ調査を実施し、実際に子育てをされている保護者の就労状況や子育て環境や相談の状況等を調査しました。

(2) 子ども・子育て会議の設置

子育て中の保護者や教育・保育施設等の関係者等で構成する「筑前町子ども・子育て会議」を設置し、計画内容等について、当事者・関係者の意見を反映できるよう努めました。

第2章 筑前町のこども・子育て家庭 を取り巻く現状

第2章 筑前町のこども・子育て家庭を

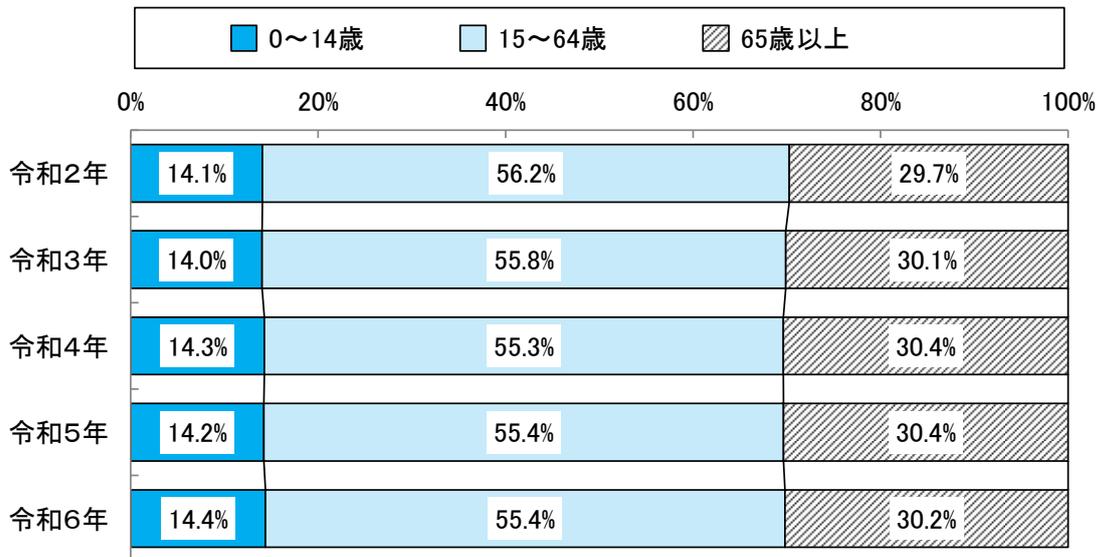
取り巻く現状

1. 人口の推移

(1) 年齢3区分別人口

年齢3区分別人口割合の推移をみると、年少人口(0~14歳)、生産年齢人口(15~64歳)、老年人口(65歳以上)のいずれも、大きな変化はみられません。

【年齢3区分別人口割合の推移】

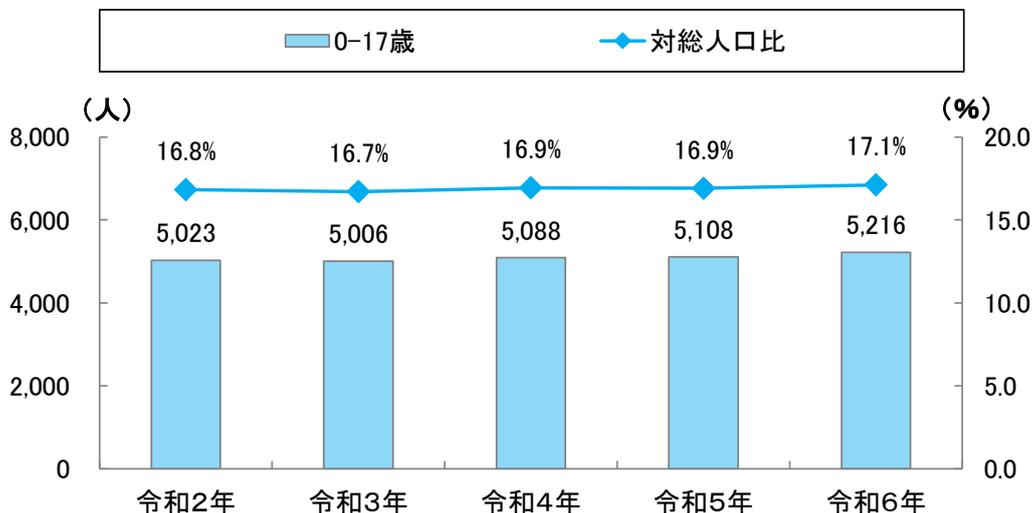


資料:住民基本台帳(各年4月1日現在)

(2) 児童人口の推移

本町の児童人口は5,000人台で推移しており、令和4年以降は微増傾向にあります。総人口に占める児童人口(0~17歳)の割合は、ほぼ横ばいで推移しています。

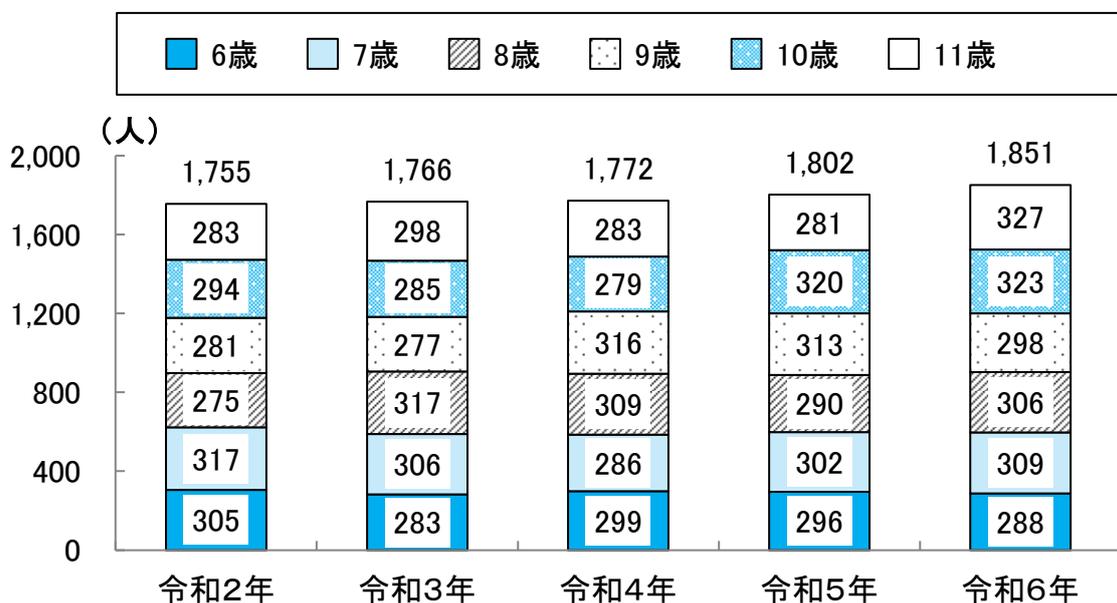
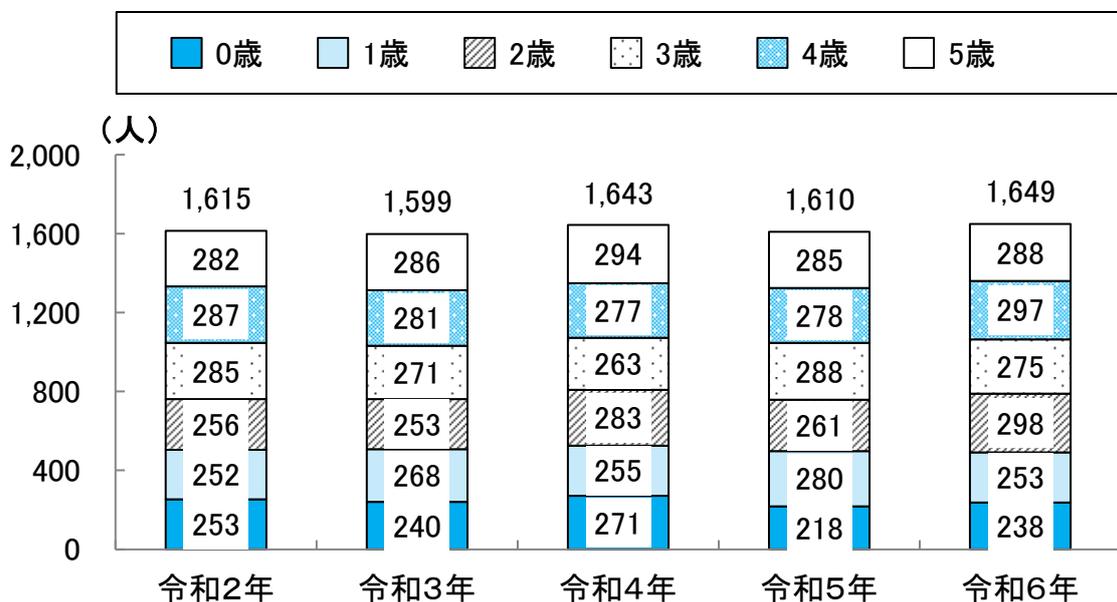
【児童人口の推移】



資料:住民基本台帳(各年4月1日現在)

令和2年から令和6年の各歳別児童人口を比較すると、0～5歳の就学前児童については34人増加し、6～11歳の小学生についても96人増加しています。

【各歳別児童人口の推移】



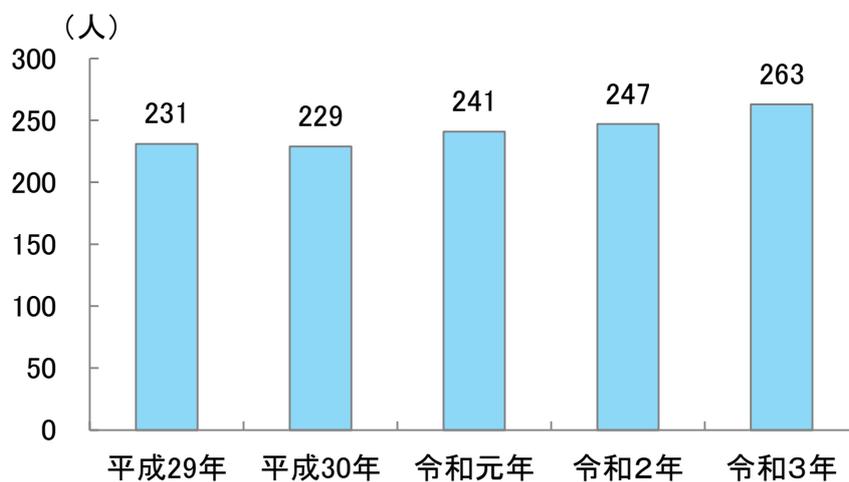
資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

2. 出生の動向

(1) 出生数の推移

出生数の推移をみると、平成30年以降微増を続け、令和3年には263人となっています。

【出生数の推移】



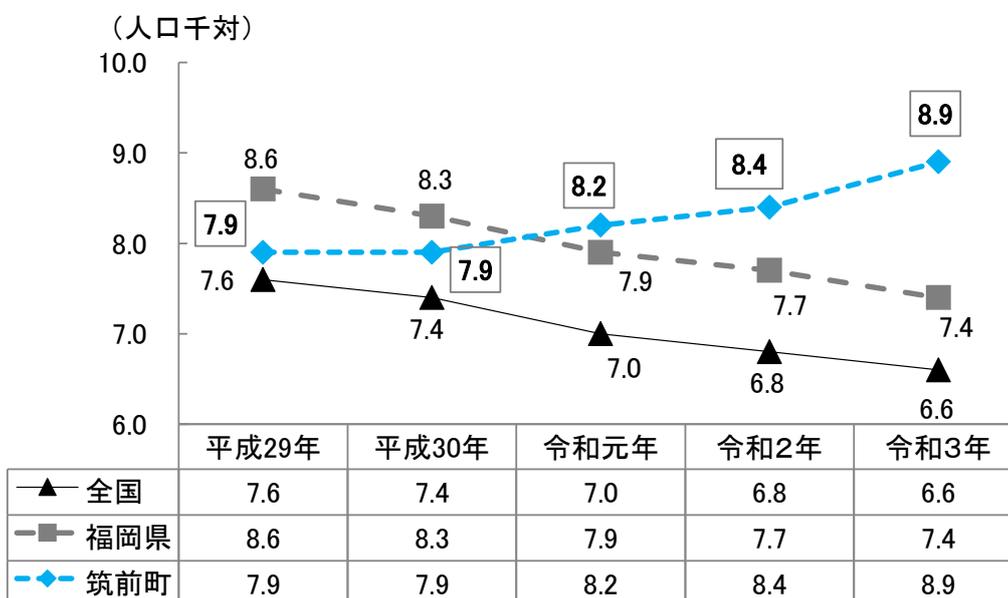
資料:人口動態統計

(2) 出生率・死亡率の推移

出生率は、平成29年から一貫して国より高い割合で推移しており、令和元年からは、国、県よりも高い割合となっています。

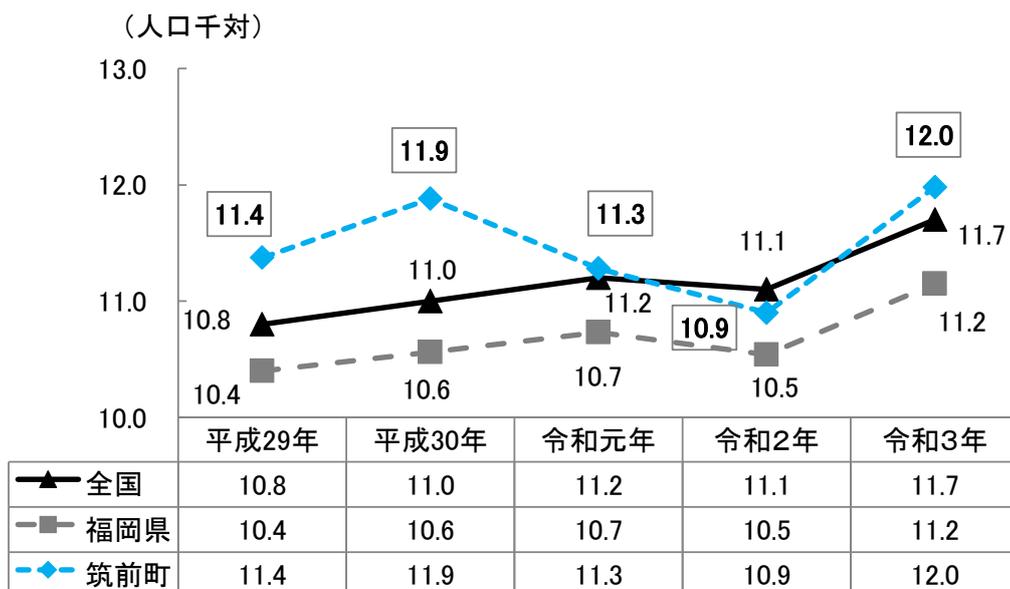
また、死亡率も国・県より高い割合で推移を続けており、令和2年に国より低い割合になりましたが、令和3年には再び国・県より高い割合となっています。

【出生率の推移（国・県との比較）】



資料:人口動態統計

【死亡率の推移（国・県との比較）】



資料: 人口動態統計

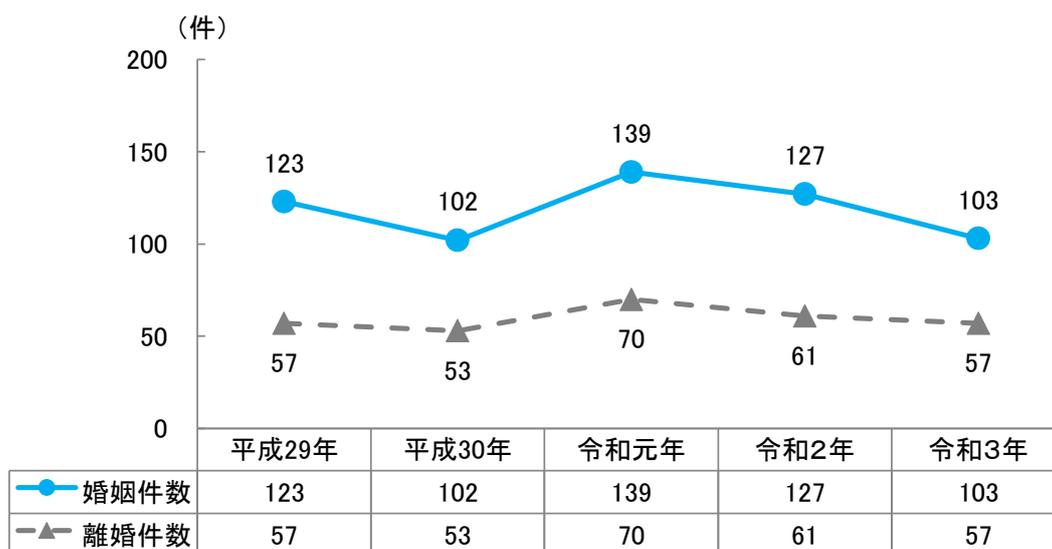
3. 婚姻の動向

(1) 婚姻件数・離婚件数の推移

婚姻件数・離婚件数の推移をみると、婚姻件数は100件台で推移していますが、令和2年以降は減少傾向にあります。

また、離婚件数は平成29年の57件から令和元年には70件となった後、微減となっています。

【婚姻件数・離婚件数の推移】

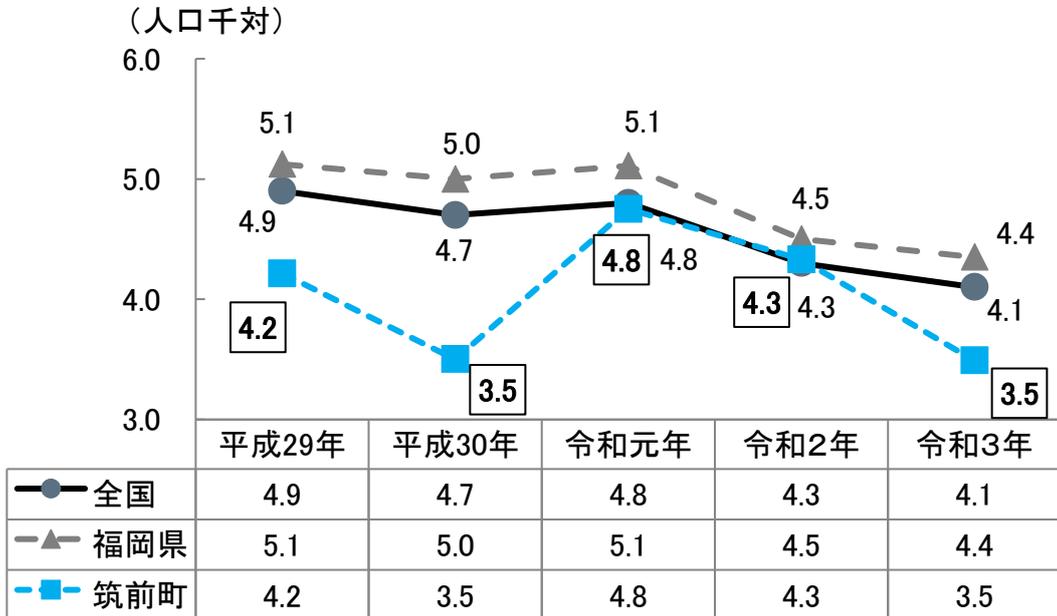


資料: 人口動態統計

(2) 婚姻率の推移

婚姻率は国・県より低い水準で推移しており、比較的婚姻率が低い地域であることがわかります。

【婚姻率の推移（国・県との比較）】



資料：人口動態統計

(3) 未婚率

令和2年時点の15歳以上の未婚率をみると、男性は27.5%、女性は19.7%と、男性の方が高くなっています。

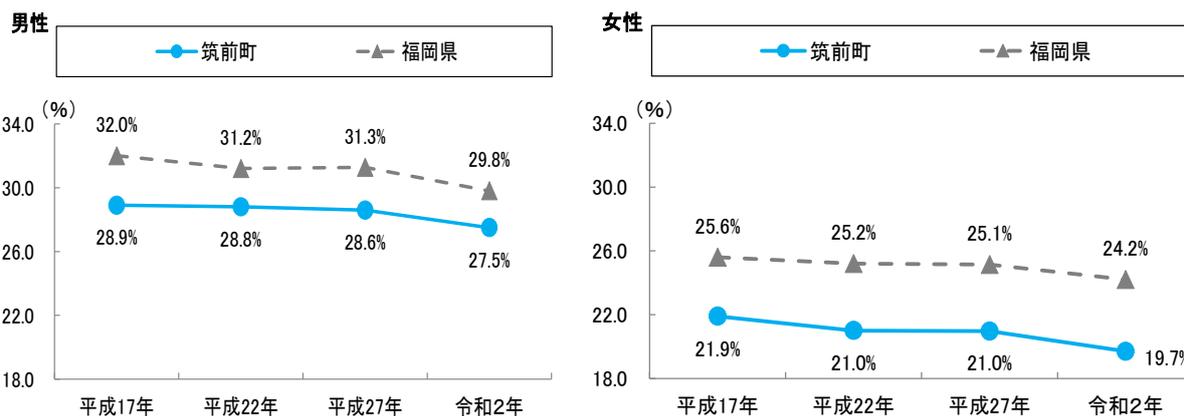
15歳以上の未婚率の推移を県と比較すると、本町の未婚率は県より低い水準で推移しており、男性も女性も微減しています。

【性別年代別未婚率（男女15～49歳）】

	男性				女性			
	筑前町			福岡県 未婚率	筑前町			福岡県 未婚率
	総数	未婚実数	未婚率		総数	未婚実数	未婚率	
15歳以上総数	11,900	3,269	27.5%	29.8%	13,494	2,662	19.7%	24.2%
15～19歳	671	662	98.7%	98.7%	638	628	98.4%	98.9%
20～24歳	558	496	88.9%	86.1%	616	508	82.5%	85.4%
25～29歳	584	361	61.8%	61.5%	588	329	56.0%	57.9%
30～34歳	684	287	42.0%	40.8%	695	214	30.8%	34.8%
35～39歳	885	286	32.3%	30.2%	869	167	19.2%	24.3%
40～44歳	1,011	269	26.6%	25.6%	954	159	16.7%	20.4%
45～49歳	1,035	269	26.0%	23.9%	985	163	16.5%	18.5%

資料：国勢調査(令和2年)

【性別（男女15歳以上総数）未婚率の推移（県との比較）】



資料：国勢調査

4. 人口動態

(1) 人口動態の推移

令和元年度から令和5年度にかけての人口動態の推移をみると、本町の人口は、福岡県とは対照的に一貫して増加を続けています。

【人口動態の推移】

(単位：人)

		人口増減	自然増減		社会増減	
			出生	死亡	転入	転出
福岡県	令和元年度	-1,381	40,937	54,275	293,125	281,168
	令和2年度	-3,364	39,918	53,585	278,575	268,272
	令和3年度	-11,843	38,061	55,901	270,383	264,386
	令和4年度	-5,404	37,013	60,378	287,901	269,940
	令和5年度	-11,055	35,062	62,559	286,215	269,773
筑前町	令和元年度	167	230	319	1,591	1,335
	令和2年度	155	256	338	1,455	1,218
	令和3年度	173	253	350	1,399	1,129
	令和4年度	75	240	360	1,547	1,352
	令和5年度	202	219	400	1,637	1,254

資料：福岡県人口移動調査

(2) 昼夜間人口比率

令和2年現在の昼夜間人口比率は83.0%となっており、昼間は本町以外へ通勤通学している人の方が多いことがわかります。

【昼夜間人口比率】

(単位:人)

	昼間人口(A)	常住人口(B)	昼夜間人口比(A/B)
福岡県	5,139,579	5,135,214	100.1%
筑前町	24,557	29,591	83.0%

資料:国勢調査(令和2年)

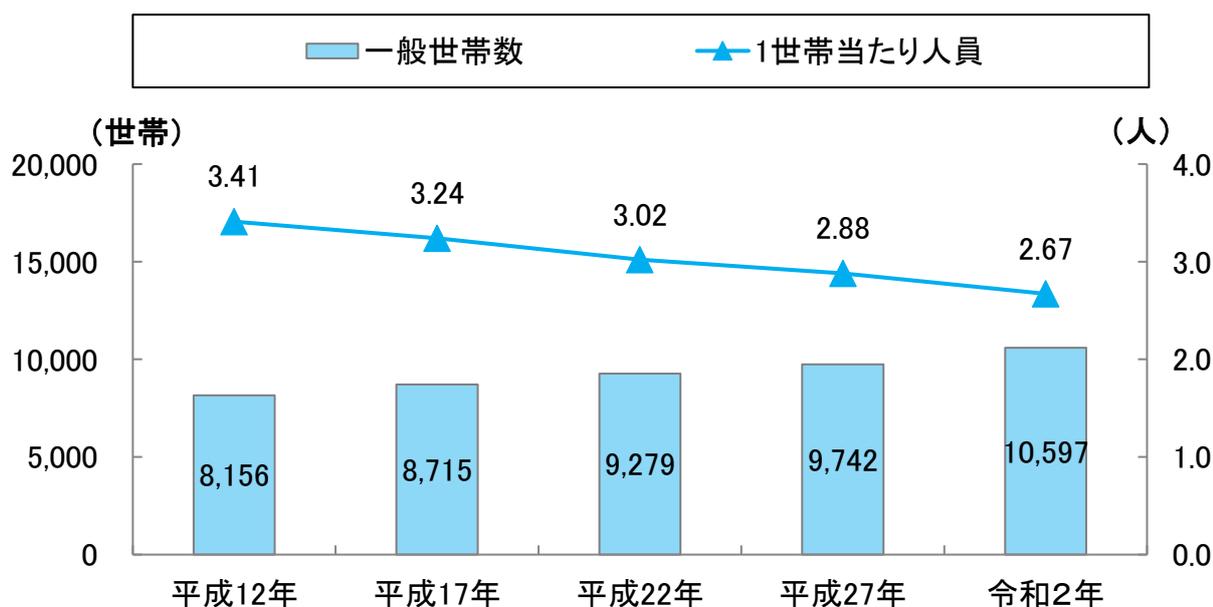
5. 世帯の動向

(1) 一般世帯数、1世帯当たり人員の推移

国勢調査の結果から一般世帯数の推移をみると、平成12年から令和2年まで増加を続けており、約20年で2,441世帯の増加となっています。一方で、1世帯当たり人員は年々減少しています。

また、国・県ともに一般世帯数は年々増加傾向にあります。1世帯当たり人員は本町と同様に減少していることから、国や県においても同様の傾向がうかがえます。

【一般世帯数、1世帯当たり人員の推移】



【一般世帯数、1世帯当たり人員の推移（国・県との比較）】

（単位：世帯、人）

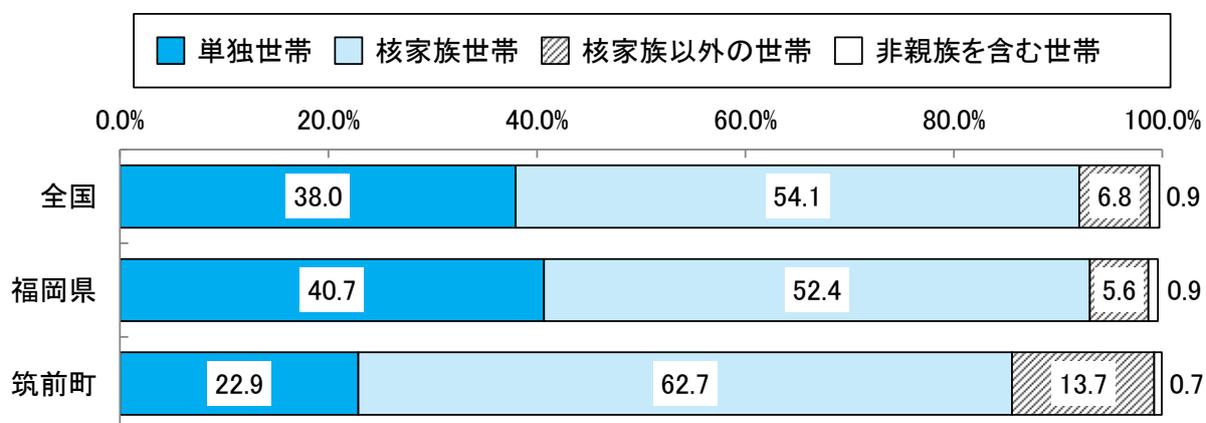
		平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
全国	一般世帯数	46,782,383	49,062,530	51,842,307	53,331,797	55,704,949
	1世帯当たり人員	2.67	2.55	2.42	2.33	2.21
福岡県	一般世帯数	1,906,862	1,984,662	2,106,654	2,196,617	2,318,479
	1世帯当たり人員	2.57	2.47	2.35	2.26	2.15
筑前町	一般世帯数	8,156	8,715	9,279	9,742	10,597
	1世帯当たり人員	3.41	3.24	3.02	2.88	2.67

資料：国勢調査

（2）世帯構成

本町の令和2年時点の世帯構成を、国・県と比較すると、単独世帯は22.9%と低く、核家族世帯は62.7%、核家族以外の世帯は13.7%と高くなっており、核家族世帯、核家族以外の世帯割合が高い地域であることがわかります。

【世帯構成（国・県との比較）】



資料：国勢調査（令和2年）

(3) 18歳未満の児童のいる世帯数

令和2年時点での一般世帯に占める18歳未満の児童のいる世帯数は2,655世帯となっており、その割合は25.1%と国・県を上回っています。

平成27年と比較すると、全国、福岡県とともに割合が減少しています。

【一般世帯における18歳未満の児童のいる世帯数（国・県との比較）】

(令和2年)

(単位:人)

	一般世帯数(A)	18歳未満の児童のいる世帯数(B)	(B)／(A)
全国	55,704,949	10,733,725	19.3%
福岡県	2,318,479	451,553	19.5%
筑前町	10,597	2,655	25.1%

(平成27年)

(単位:人)

	一般世帯数(A)	18歳未満の児童のいる世帯数(B)	(B)／(A)
全国	53,331,797	11,471,850	21.5%
福岡県	2,196,617	469,976	21.4%
筑前町	9,742	2,672	27.4%

資料:国勢調査

(4) 母子世帯、父子世帯

令和2年現在の母子・父子世帯の割合を県と比較すると、父子世帯、母子世帯ともに大きな違いはみられません。

平成27年と比較しても、大きな差はみられませんでした。

【母子・父子世帯の状況（県との比較）】

(令和2年)

(単位:世帯)

	一般世帯数	母子世帯数		父子世帯数	
		実数	構成比	実数	構成比
		福岡県	2,318,479	35,804	1.5%
筑前町	10,597	148	1.4%	18	0.2%

(平成27年)

(単位:世帯)

	一般世帯数	母子世帯数		父子世帯数	
		実数	構成比	実数	構成比
		福岡県	2,196,617	40,071	1.8%
筑前町	9,742	145	1.5%	23	0.2%

資料:国勢調査

6. 就業状況

(1) 男女別就業率

令和2年時点の男女別就業率を県と比較すると、男性が3.8ポイント、女性が1.6ポイントと、男女ともに県よりも高い割合となっています。

平成27年と比較すると、令和2年で県との差が小さくなっています。

【男女別就業率の状況（県との比較）】

(令和2年)

(単位:人)

	男性			女性		
	総数	就業者数	就業率	総数	就業者数	就業率
福岡県	2,003,480	1,191,022	59.4%	2,303,015	1,062,112	46.1%
筑前町	11,900	7,515	63.2%	13,494	6,434	47.7%

(平成27年)

(単位:人)

	男性			女性		
	総数	就業者数	就業率	総数	就業者数	就業率
福岡県	2,029,235	1,223,148	60.3%	2,333,384	1,030,947	44.2%
筑前町	11,781	7,836	66.5%	13,471	6,583	48.9%

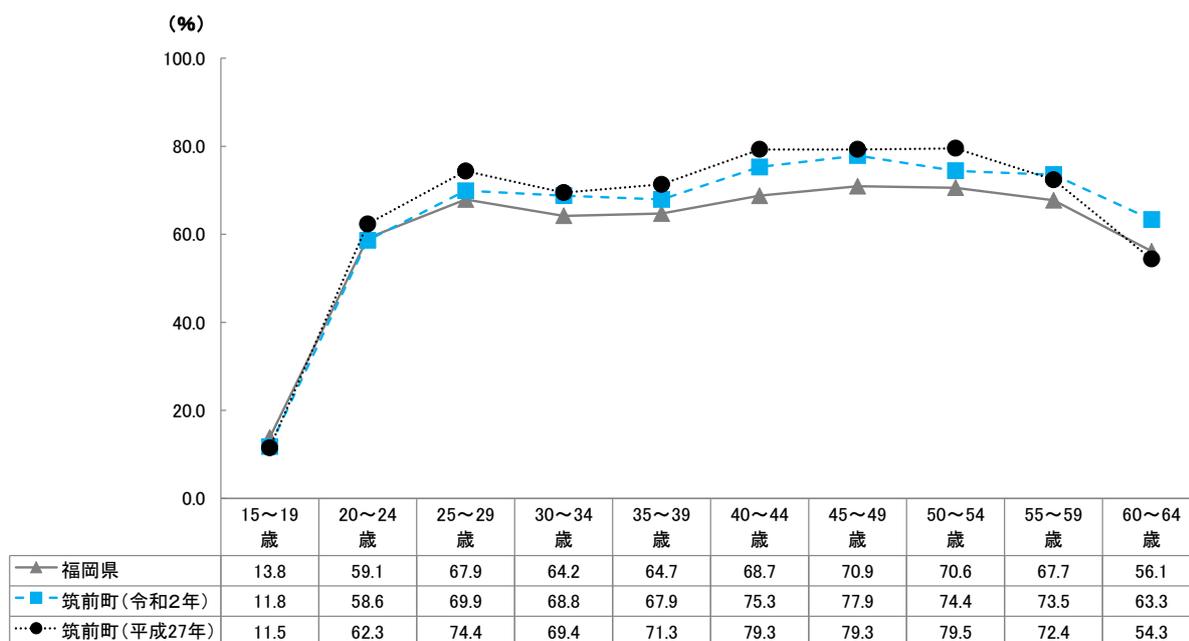
資料:国勢調査(令和2年)

(2) 女性の年齢別就業率

令和2年時点の女性の年齢別就業率をみると、30歳～34歳、35歳～39歳の就業率が20歳代後半、40歳代に比べ低くなっています。これは、結婚や出産に伴い離職し、子育てが一段落してから再就職する女性が多いことを表しています。

平成27年との比較では、20歳代から50歳代前半の就業率は低くなっており、以前に比べこの年代で就労する人の割合が低くなっています。

【女性の年齢別就業率（県及び前回との比較）】



資料：国勢調査（令和2年）

【女性の年齢別就業状況（県との比較）】

（単位：人）

	福岡県			筑前町		
	人口	就業者数	就業率	人口	就業者数	就業率
15歳以上総数	2,303,015	1,062,112	46.1	13,494	6,434	47.7
15～19歳	116,999	16,143	13.8	638	75	11.8
20～24歳	126,199	74,573	59.1	616	361	58.6
25～29歳	125,866	85,458	67.9	588	411	69.9
30～34歳	135,526	86,996	64.2	695	478	68.8
35～39歳	156,088	101,016	64.7	869	590	67.9
40～44歳	172,342	118,479	68.7	954	718	75.3
45～49歳	188,085	133,398	70.9	985	767	77.9
50～54歳	164,166	115,861	70.6	891	663	74.4
55～59歳	152,506	103,295	67.7	930	684	73.5
60～64歳	154,055	86,462	56.1	993	629	63.3
65歳以上	811,183	140,431	17.3	5,335	1,058	19.8

資料：国勢調査（令和2年）

第3章 計画の基本的な考え方

第3章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

本町ではこれまで地域全体で子育てに取り組み、心身ともに健やかなこどもに育つよう支援するとともに、次世代を担うこどもを育成するため、こどもの人権を尊重し、一人ひとりの生きる力を育むための取り組みを行ってきました。

子ども・子育て支援事業計画では、すべてのこどもや子育て家庭を対象に一人ひとりのこどもの健やかな育ちを等しく保障し、「こどもの最善の利益」が実現されるまちづくりを進めることが求められています。

これらを鑑み『みつめよう こどもの心 親の声 未来へつなぐ 町づくり』を基本理念として定め、地域全体でこどもを見守る体制づくりを進めていきます。

基本理念 ▶ みつめよう こどもの心 親の声 未来へつなぐ 町づくり

2. 基本的視点

(1) こどもが健やかに成長することができるという視点

健やかなこどもの育成には、こどもを大切にし、こども自らが大切にされていることを感じられる環境が必要です。そのためには、子育てをする親だけではなく、周りのすべての人々から愛され、大切にされる社会でなくてはなりません。

「子どもの権利条約」の理念に基づき、すべてのこどもの人権が尊重されるとともに、こどもの最善の利益が実現されるまちづくりを目指します。

(2) 子育てやこどもの成長に喜びを感じることができるという視点

核家族化や共働き家庭の増加、地域のつながりの希薄化など、子育て家庭やこどもの育ちをめぐる環境が変化している中で、子育てに対する負担や不安を和らげるために、子育て家庭が必要に応じて適切なサービスを利用し、安心して子育てができるよう、サービスの量的拡充や質的改善を図ります。また、親が自主性を発揮し、親自身が子育ての大切さを認識し、子育てに楽しさと喜びを感じ、安心して子育てができるまちを目指します。

(3) 社会全体で子育て家庭を支援するという視点

こどもは、親や家庭・学校・地域など社会との関わりの中で育ちます。地域社会は、こどもの成長の過程で重要な生活の基盤です。社会のあらゆる分野におけるすべての構成員が、子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、各々が協働し、こどもたちを見守り、子育てを支援する地域社会が求められています。

地域でのふれあい・助け合いに基づく子育て支援を推進し、こどもが心身ともに健やかに成長できるまちづくりを目指します。

3. 基本目標

I 全ての子どもが持つ権利の保障

- ・ 1 こどもの権利擁護
- ・ 2 こどもの意見表明とその尊重

II 健やかに生み育てられる環境づくり

- ・ 1 妊娠期から青少年期までの切れ目ない保健対策の充実
- ・ 2 幼児教育・保育の充実
- ・ 3 こどもの生きる力の育成
- ・ 4 いじめ・自殺の予防や不登校、ひきこもり等に対する取組の促進
- ・ 5 グローバル社会で活躍を目指す子どもへの支援
- ・ 6 こどもの体験活動や社会参画の推進
- ・ 7 こどもの居場所づくり

III こどもの成長を支える環境整備

- ・ 1 安心して外出できる環境づくり
- ・ 2 子育てを支援する居住環境の整備
- ・ 3 こどもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

IV きめ細かな対応が必要な子どもへの支援

- ・ 1 児童虐待防止対策の充実
- ・ 2 要保護・要支援児童等への支援
- ・ 3 貧困の状況にある子どもへの支援
- ・ 4 ひとり親家庭等への支援
- ・ 5 障がいや発達に不安のある子どもへの支援

V こどもを安心して生み育てることができるための支援

- ・ 1 次代の親の育成
- ・ 2 ライフステージに応じた切れ目ない支援の推進
- ・ 3 仕事と子育ての両立の推進
- ・ 4 家庭、地域でこどもを育む環境づくり

4. 成果指標

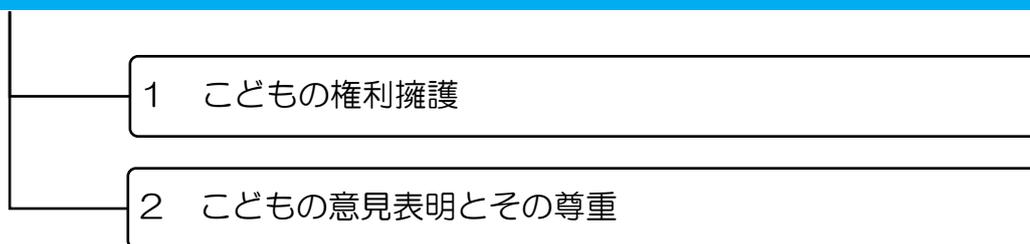
成果指標		前回調査 (2018 年度)	現状値 (2023 年度)	目標値 (2028 年度)
こどもを今後も筑前町で育てたいと 思う人の割合 <small>小学生のみ</small>		77.4%	81.0%	85.0%
町の子育て環境や支援の 満足度（5段階の4・5を選択）	就学前	26.6%	35.3%	40.0%
	小学生	29.3%	38.2%	40.0%
「子育てを楽しんでいると感じる ことが多い」人の割合	就学前	56.3%	57.6%	58.5%
	小学生	49.6%	51.5%	52.5%
子育てについて、気軽に 相談できる人や相談できる 場所がない人の割合	就学前	4.0%	4.4%	3.5%
	小学生	7.5%	6.8%	5.5%
町の子育て支援事業の利用経験あり の割合（全事業の平均値） <small>就学前のみ</small>		22.0%	19.4%	25.0%



第4章 子育て支援のための取り組み

第4章 子育て支援のための取り組み

基本目標1 全てのこどもが持つ権利の保障



■主要課題（1）こどもの権利擁護

□これまでの取組と成果

こどもたちが未来に夢や希望を持ち、いきいきと自分らしく、たくましく生きていけるように、こどもの権利を保障する「筑前町子どもの権利条例」を制定し、こどもにとって大切な権利や社会参加への仕組み、こどもの権利侵害に対するサポートシステムとしての相談機関や、救済機能の地域における活性化を図りました。

□施策の方向性

今後も、「子どもの権利条例」を町民に広く周知するとともに、町民の理解を深めるための啓発事業を実施していきます。また、こどもたちへの説明の場を小・中学校と連携して設け、意識の高揚に向けた取り組みを進めていきます。

□主な事業

No	施策名	施策概要	主な担当
1	子どもの権利救済委員会	有識者を委員に選任し、こどもの権利侵害に関する適切な救済と回復のため、助言や支援を行います。	こども未来センター
2	子どもの権利条例の啓発	こどもの4つの権利（安心して生きる権利・自分らしく生きる権利・自分を守り、守られる権利、意見表明や参加する権利）を掲げる条例を広く周知し、町全体でこどもの権利が守られるよう推進します。	こども未来センター
3	学校におけるこどもの権利に関する理解促進	こどもの権利に関する理解促進を図るため、学習指導要領に基づいた教育活動を推進します。	教育課
4	こども相談室と相談電話の設置	「こども相談室」の設置やフリーダイヤルの「こども相談電話」を開設し、様々なこどもからの相談や保護者の相談に対応します。	こども未来センター

■主要課題（2）こどもの意見表明とその尊重

□施策の方向性

児童福祉法の改正に基づき、里親や社会的養護関連施設に一時保護や措置されたこどもが意見表明できる支援や仕組みづくりに取り組むとともに、地域や学校などで「筑前町子どもの権利条例」で掲げる4つの権利が尊重される社会づくりをめざします。

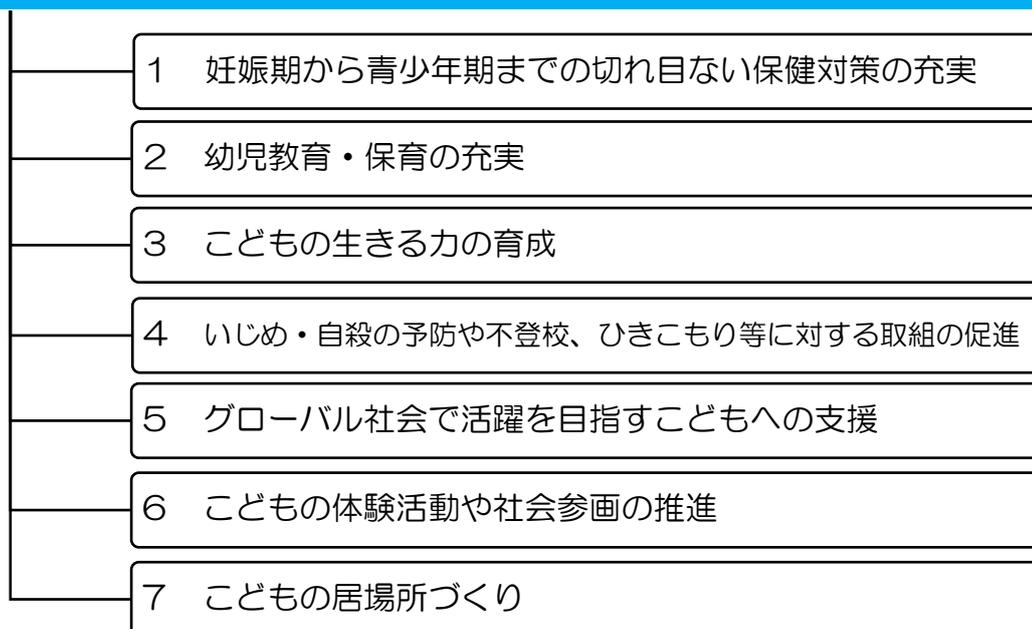
また、全てのこども・若者が安心して意見を表明し、その意見が施策に反映されるよう、アンケートの実施やワークショップの開催等、意見聴衆に係る多様な手法を検討します。

□主な事業

No	施策名	施策概要	主な担当
【再掲】	子どもの権利救済委員会	有識者を委員に選任し、こどもの権利侵害に関する適切な救済と回復のため、助言や支援を行います。	こども未来センター
【再掲】	子どもの権利条例の啓発	こどもの4つの権利（安心して生きる権利・自分らしく生きる権利・自分を守り、守られる権利、意見表明や参加する権利）を掲げる条例を広く周知し、町全体でこどもの権利が守られるよう推進します。	こども未来センター
5	社会参画・意見反映を支える人材の育成	こどもや若者が意見を言いやすい環境をつくるため、ファシリテーターの人材確保や育成等の取組を行います。	こども課 こども未来センター



基本目標2 健やかに生み育てられる環境づくり



■主要課題（1）妊娠期から青少年期までの切れ目ない保健対策の充実

□これまでの取組と成果

子育て世代包括支援センターを開設し、妊産婦・乳幼児等の状況を継続的・包括的に把握し、妊産婦や保護者の相談に保健師等が対応するとともに、必要な支援の調整や関係機関と連絡調整するなどして、切れ目のない支援を行いました。

朝倉地域休日夜間急患センターにおいて、緊急・夜間・休日などの小児科診療が継続できるよう、センターの安定的な運営を支援しました。

子ども医療費助成内容を町単独で拡充し、こどもが安心して医療を受けられるよう努めました。

□施策の方向性

妊娠期、出産期、新生児期及び乳幼児期を通じて母子の健康が確保されるよう、乳幼児健診等母子保健に係る事業の充実が必要です。また、国の方針に基づく1か月健診や5歳児健診の実施は、発育・発達の確認や保護者の困り感を早期発見する観点からも重要であり、検討が必要です。

こどもの救急医療に関する広報・啓発活動を行うとともに、緊急・夜間・休日などの小児科診療が受けられるよう広域的連携を継続していきます。

子ども医療費助成において地域格差が生じることがないように、国の責務のもと財源を確保できるよう機会を通じ、要望していきます。

□主な事業

No	施策名	施策概要	主な担当
6	母子健康手帳交付	母子保健法に基づき妊婦に対し、健康で安全な出産・育児のため、母子健康手帳を交付します。 また、母子手帳交付時に、専門職による妊娠・出産・育児について保健指導を行うとともに、妊婦健康診査の受診勧奨を行います。	こども課
7	妊婦健康診査	母子保健法により、妊娠中の疾病や異常の早期発見と妊娠期の健康管理のため、健康診査費用の助成を行います。	こども課
8	多胎妊娠の妊婦検査費用の助成	単胎妊娠よりも頻回の妊婦健康診査受診が勧められる多胎妊娠の妊婦に対し、受診券による助成分（14回）よりも追加で受診する妊婦健康診査に係る費用の助成を行います。	こども課
9	妊婦訪問・電話相談	妊娠後期に提出されたアンケートの回答内容に基づき、保健師が電話や訪問を行い、出産に向けての情報提供や健康管理のアドバイスをします。	こども課
10	パパママ教室	出産を迎える家庭に対し、夫婦共同の妊娠・出産・家族計画・育児についての基本的な知識の普及のため、日程を工夫しながら教室を開催します。	こども課
11	妊婦等包括相談支援事業	妊婦やその配偶者等に対して面談等を行い、必要な情報提供や相談に応じるとともに、ニーズに応じて必要な支援につなげる伴走型相談支援を行います。	こども課
12	乳幼児健診	母子保健法に基づき、発育・発達の確認と疾病や心身の発達が気になる子どもや虐待の可能性の早期発見に努め、必要な場合は専門機関の受診や療育相談、ことばの教室等の利用を勧めたり、関係機関と連携して支援を行います。	こども課
13	こんにちは赤ちゃん訪問	生後4か月頃までの乳児のいる全家庭に対し、助産師や保健師が訪問し、赤ちゃんの計測・母乳相談・育児相談・子育て情報の提供を行います。	こども課
14	すこやか相談（母乳相談）	月2回のすこやか相談時に助産師による母乳相談を実施しています。今後も母乳育児の推進のため、赤ちゃん訪問時や健診時に母乳相談の利用を勧めていきます。	こども課
15	産後ケア事業	出産後支援が必要な母子に対して、母親の身体的な回復と心理的な安定を促進するため、日帰り型・宿泊型・訪問型のサービスを提供し、健やかな育児ができるよう支援します。	こども課

No	施策名	施策概要	主な担当
16	新生児聴覚検査費助成	新生児期に耳の聞こえに障がいをもつ乳児を早期発見し、適切な療育につなげることを目的に、検査費用の経済負担を軽減し、検査の実施を図ります。 また、検査結果を確認し、適切な療育につながるよう支援を行います。	こども課
17	のびのび相談 (療育相談)	心身の発達が気になるこどもや保護者の療育相談を行うとともに、必要な場合は専門機関へ紹介するなど、療育の必要性を見極めて適切な支援につなげます。	こども未来センター
18	こども家庭センター (母子保健機能)	妊産婦・乳幼児等の状況を継続的・包括的に把握し、妊産婦や保護者の相談に保健師等が対応するとともに、必要な支援の調整や関係機関との連携により、妊産婦や乳幼児等に対して切れ目のない支援を提供します。	こども未来センター
19	予防接種	予防接種法に基づき、定期接種を実施しており、乳幼児健診・就学前健診時、広報紙、町ホームページなどで接種勧奨を行います。	こども課
20	インフルエンザ 予防接種料金の助成	妊婦及び生後6か月から中学3年生相当年齢の住民に対し、インフルエンザ予防接種にかかる費用の一部を助成し、感染拡大の予防を図ります。	こども課
21	小児科診療の広域的 連携	緊急・夜間・休日などの小児科診療を朝倉地域休日夜間急患センターで行います。	健康課
22	小児科医療機関の 情報提供	緊急時に備え、感染症や疾病の予防と事故時などに早期に対応できるよう、ホームページや子育てアプリ等を活用し、情報提供を行います。	健康課 こども課
23	子ども医療費助成	未就学児の医療費の全額と、小・中学生の外来等分の医療費の自己負担分の一部と、18歳に達する日以降（達した年度）の3月31日までの間にある子の入院分の医療費の自己負担分の一部を助成します。	健康課
24	小児・AYA世代のがん 患者在宅療養生活 支援事業	小児・AYA世代（0歳から39歳まで）のがん患者が、住み慣れた自宅で自分らしく安心して療養生活を送ることができるよう、在宅サービス（訪問介護・訪問入浴介護・対象の福祉用具の貸与又は購入）にかかる費用の一部を助成します。	福祉課

■主要課題（2）幼児教育・保育の充実

□これまでの取組と成果

子育て世帯の転入増による保育需要の急激な増加に対応するため、保育所の新設や小規模事業の認可を実施しました。また、様々な就労形態に対応するため、延長保育や一時預かり事業など、多様な保育サービスを実施しました。

□施策の方向性

国のこども未来戦略に掲げられている「こども政策DX」や「誰でも通園制度」等の施策について、保護者のニーズ等を勘案しながら導入に向け検討していきます。

保育・幼児教育に関わる人材確保が厳しい状況にあることから、人材の確保と質の向上も課題となっています。今後は、保育士等の人材を確保するため、潜在保育士等の就職支援や指定保育士養成施設の学生への就職支援・相談会など、様々な施策を検討していきます。

□主な事業

No	施策名	施策概要	主な担当
25	通常保育事業	保護者の就労などにより家庭で保育ができない就学前児童を対象に、認可保育所において保育を行います。入所希望者の増加が見込まれるため、受入体制の整備等を検討します。	こども課
26	延長保育事業	保護者の就労形態の変化等に伴う保育ニーズの多様化への対応のため、認可保育所において通常の保育時間を延長して保育を行います。	こども課
27	幼児教育・保育の無償化	保育所、幼稚園等の利用者負担額を無償化するとともに、子ども・子育て支援新制度に移行していない幼稚園等の利用者へ利用料の給付を行います。	こども課 教育課
28	幼稚園の預かり保育の無償化	保育の必要性の認定を受けている場合、基準により算出した額を給付します。	こども課
29	広域入所	保護者の就労環境などを踏まえ、受託先市町村の同意があった場合、町外の保育所に委託し入所を行います。	こども課
30	障がい児保育事業	保育所において特別に支援が必要な障がい児等に対し個に応じた細やかな保育が行えるよう保育士の確保や研修の実施のため、保育所への補助金を交付します。	こども課
31	認定こども園の移行や参入の支援	就学前児童に幼児教育・保育を保護者の就労の有無に関わらず一体的に提供するとともに、地域における子育て支援を行う機能を備える認定こども園の設置を推進します。	こども課

No	施策名	施策概要	主な担当
32	家庭支援推進保育事業	要保護・要支援児童や外国籍のこども等、家庭環境に対する配慮などを行うことにより、入所児童の処遇の向上を図ります。	こども課
33	保育所情報の提供	保育方針や保育内容、保育時間、行事などについて窓口またはホームページなどで情報提供をします。また外国語による手続き等の情報掲載についても、検討します。	こども課
34	一時預かり事業	家庭において就学前児童を保育している保護者の病気時の対応や育児疲れ解消等を目的に一時的に保育を行います。	こども課
35	病児・病後児保育事業	こどもが病気の際、保護者の就労等の理由により自宅での保育が困難な場合に、保育所、病院等において保育を行います。広域連携による利用促進を図ります。	子育て支援センター
36	保育の質の向上	保育の質の向上を図るため、保育士の専門性、人材の安定的な確保を目指し、県主催の講習会や民間の専門機関が行う個別保育研修への参加を推進します。	こども課
37	保育補助者等の配置支援	保育に係る周辺業務や保育士の補助を行う保育補助者等を保育所へ配置する費用の一部を助成することにより保育士の業務負担軽減を図ります。	こども課
38	待機児童対策事業（人材確保）	保育士を安定的に確保するため、町内保育園と連携し、保育士就職説明会の開催や就職支援金等の助成（補助）制度に取り組みます。	こども課
39	届出保育施設における健康診断（児童）の支援	届出保育施設の児童の保育の質の確保を目的とし、届出保育施設が利用児童に実施した健康診断受診にかかる費用の一部を助成します。	こども課

■主要課題（3）こどもの生きる力の育成

□これまでの取組と成果

こどもが個性豊かに「生きる力」を伸ばすことができるよう、「確かな学力の向上」「豊かな心の育成」「健やかな体の育成」「信頼される学校づくり」の視点から取り組みを行いました。また平成27年に「筑前町食育基本推進計画」を策定し、食や農に係る様々な施策を、行政や幼稚園・保育所や小中学校及び町内団体など町全体で総合的かつ体系的に推進してきました。

□施策の方向性

「筑前町食育推進基本計画」に基づき、家庭・地域及び幼稚園・保育所及び小中学校において食に関する関心と理解を深めるため、様々な体験活動や情報発信及び食に関するあらゆる機会の提供を図ります。

また、教育委員会において策定する『学校教育推進』及び『社会教育推進』に基づき「こどもの生きる力」の育成のため、学力向上や豊かな心の育成・健やかな体の育成を図ります。

□主な事業

No	施策名	施策概要	主な担当
40	乳幼児健診での指導・助言	乳幼児健診において、離乳食やおやつの試食、資料や媒体を活用した栄養指導や個別指導を行い、食習慣を見直すきっかけづくりを始めとした食育意識の向上を図っていきます。	こども課
41	パパママ教室における栄養指導	家族も含めた食事指導を行い、妊娠期から授乳期の栄養の基本知識の習得を支援します。	こども課
42	保育所における試食体験	保護者研修・保育参観時に実施する給食及びおやつの試食や保育体験時に実施する未就園児と保護者の給食試食を通し、食についての情報提供を行い、食に関して学ぶ機会を提供します。	こども課
43	幼稚園、保育所等における食育の推進	幼稚園、保育所、学校給食での「食育」の推進及び家庭と連携した取組の推進を行います。乳幼児期から思春期までの発達段階に応じた食に関する学習の機会や食への参加型の取り組みを行います。	教育課 こども課
44	食育講座の実施	親子クッキングを開催し、旬の食材や地元の食材を使って親子で調理を楽しみながら、乳幼児の食生活に関する講話により、乳幼児期からの望ましい食習慣の啓発を行います。	子育て支援センター
45	早寝早起き朝ごはんの推進	筑前町子どもの約束に基づき、こどもの望ましい基本的な生活習慣を育成するための環境を整えます。	教育課
46	規則正しい食習慣の推進	『筑前町食育推進基本計画』に基づいて、総合的に食育を推進しており望ましい食習慣が育つような食生活の普及啓発を行うとともに、食事が健康に与える影響について、適切な情報提供を行います。	教育課 こども課 健康課
47	子どもの約束の推進	基本的な人間力をつけ、どんな場所や場面でもたくましく生きぬくことができる“筑前っ子”の育成を目指します。	生涯学習課
48	読書活動の推進	「第3次筑前町子ども読書活動推進計画」に基づいて、こどもの発達段階に応じた読書習慣の形成、定着、確立を図ります。	生涯学習課
49	少人数授業・補充学習等の実施	個人に応じたきめ細かな指導による学習意欲の向上と基礎・基本の定着を図るため、指導工夫改善加配を活用し、ティームティーチングによる少人数指導を実施します。	教育課
50	学校の授業での地域人材の活用	福祉ふれあい交流やダンス、パソコン、農作物の栽培などの学習にちくぜんボランティア人材バンクの活用や、学校運営協議会の協力を得て地域人材を活用し、こどもたちの生きる力の育成を行います。	教育課

No	施策名	施策概要	主な担当
51	放課後学習の充実	児童・生徒の習熟度に応じた支援や家庭学習の進め方の助言などを行う大学生などを登録し、小・中学校に派遣しています。	教育課
52	小中学校の ICT 環境整備と活用支援	教育の情報化に対応した ICT 環境の整備を進めると共に、ICT 教育推進のため、ICT 支援員の配置等や研修を行います。	教育課
53	生涯学習の推進	豊かな心を育み、健全な青少年育成を図るため、様々な体験活動や芸術文化活動の機会を提供するとともに、生涯学習の拠点であるめくばー学習館・町民ホール・図書館の機能強化のため、老朽化に伴う施設整備や照明の LED 化などを推進します。	生涯学習課

■主要課題（４）いじめ・自殺の予防や不登校、ひきこもり等に対する取組の促進

□これまでの取組と成果

「福岡県いじめ防止基本方針、筑前町いじめ防止基本方針、各学校いじめ防止基本方針」に基づき、筑前町いじめ・不登校等問題対策委員会を設置し、組織的な取組を行うとともに、教育委員会の指導主事、スクールソーシャルワーカー及び作業療法士が、各学校の校内いじめ・不登校対策委員会やケース会議に参加し、未然防止や早期対応につながる連携を図りました。また「筑前町教育支援センター」を設置し、学校に行けないが学習したい児童生徒への学習支援や所属校への復帰支援を行いながら、不登校の予防・早期対応に取り組んできました。

また「第２期筑前町自殺対策計画」を令和６年３月に策定し、「児童生徒の SOS の出し方に関する教育」を新たに基本施策に加え、こども・若者への支援を重点施策として取り組むこととしました。

□施策の方向性

各基本方針や計画に基づき、各関係団体が連携し組織的に取り組みを進めていきます。

また多様な不登校の状況に対する支援体制の充実のため、「筑前町拠点校方式校内教育支援センター」を新たに設置し、教室に入れなない児童生徒の学びの保障と居場所づくりを行います。

児童福祉法改正により、地域子ども・子育て支援事業として新たに創設された「児童育成支援拠点事業（養育環境等に課題を抱える家庭や学校に居場所のない児童等に対して、生活習慣居場所となる場）」は、第３期計画期間内での実施を目指します。

□主な事業

No	施策名	施策概要	主な担当
54	スクールカウンセラーの活用	各小中学校へスクールカウンセラー（県費活用）を派遣し、生徒指導体制の充実を図ります。	教育課
55	児童生徒の心のケア	児童生徒の問題行動の早期発見・早期解決に取り組むことや児童生徒の心のケアのため、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーを活用した相談体制の充実を図ります。	教育課
56	学校安全・いじめ不登校等対策委員会	学校、地域及び家庭が連携を密にして児童・生徒の実態を把握し、いじめの未然防止・早期発見、不登校の予防・早期対応の実施を組織的に行います。	教育課
57	いじめ問題等の解決に向けた外部専門家活用事業	弁護士等の外部専門家を招聘し、専門的な見地からいじめ問題等の未然防止および早期発見の効果的な取り組みを実施します。	教育課
58	教育支援センター及び拠点校方式校内教育支援センターの設置	心理的又は情緒的理由により学校に登校できない状態や、学習意欲はあるが教室に入れない状態にある児童生徒に対し、学習支援及び教室復帰、社会的自立に向け支援します。	教育課
59	いじめ・不登校の未然防止・早期発見・早期対応の推進	いじめの早期発見、早期対応、不登校の予防早期対応のため、小中学校に対して外部専門家を活用し研修会を実施します。	教育課
60	幼稚園・保育所・小学校校間の連絡会の開催	幼保小連絡会、就学前児童の小学校訪問、また、保護者向けの講演会などを開催し、幼保小の連携を図ります。	教育課
61	筑前町青少年育成町民会議活動の推進	委員会議において青少年向け対策の現状と取組内容について情報提供を行う等により、委員の理解を深めることで、巡回活動や啓発活動を「SOS」を発信している青少年の早期発見、早期対応につなげていきます。	生涯学習課
62	こころの相談事業	臨床心理士による面談を行い、悩みや不安の相談対応を行うことで、精神衛生の向上や自殺リスクの軽減を図ります。	健康課
63	命の教育の推進	夢と希望を抱き、命を慈しみ、人を思いやる心を持つなど、心豊かで、たくましいこどもの健やかな育成に資するため、学校で実施する「命の授業」に係る経費を助成します。	こども未来センター

■主要課題（５）グローバル社会で活躍を目指すこどもへの支援

□これまでの取組と成果

教育委員会では、毎年度教育施策を掲げた『学校教育推進』において、「志をもって意欲的に学び、自律心と思いやりの心をもつ、たくましい子どもの育成」を目標に掲げ、学校運営協議会やアフタースクールの設置、英語教育及びキャリア教育の推進を始めとする様々な施策を展開してきました。

□施策の方向性

筑前町教育支援大綱に掲げる基本理念「未来を担う子どもが主人公～ちくぜんっ子は地域で活躍するもよし、世界に羽ばたくもよし。そして教育は未来への架け橋である。」の実現に向け、様々な施策を推進していきます。

□主な事業

No	施策名	施策概要	主な担当
64	情報教育の推進	情報社会に対応するため、基本的な知識・活用能力の育成や情報モラルの習得など様々な視点から基本的な知識・能力等を育成するとともに、『筑前町小・中学校ネットつきあおう条例』を推進支援します。	教育課
65	英語教育における外国語助手（ALT）の活用	5名の ALT を各学校に配置し、英語教育に活用するとともに、月1回の外国語指導力向上研修を実施し、授業力の向上を図ります。	教育課
66	イングリッシュワークショップの開催	APU（立命館アジア太平洋大学）の留学生を各学校に迎え、小学6年生、中学1～3年生と共に、英語による交流活動を行います。 また、中学校1年生の希望者に対し、英語による体験活動の実施による英語コミュニケーション能力の向上を目指した「Let's go 北九州英語村」を実施します。	教育課
67	英語スピーチコンテストの実施	英語によるコミュニケーション能力を発揮し自分の考えを発表する機会を設けるため、各学校及び町（各学校代表者による）でそれぞれ「英語スピーチコンテスト」を実施します。	教育課
68	英語検定受験費用の補助	町内中学校の生徒に対し、学校を準会場とした英語検定の受験の機会を設けると共に、その検定料を補助します。	教育課
69	キャリア教育の推進	「夢や志を育む筑前っ子育成プラン」を踏まえ、小中9年間を見通したキャリア教育に取り組み、学ぶことや働くこと、生きることの尊さを実感し、学ぶ意欲を向上させます。	教育課

■主要課題（6）こどもの体験活動や社会参画の推進

□これまでの取組と成果

こどもの健やかな成長を地域で見守るため、青少年育成町民会議による活動やスポーツ少年団の活動の支援を行い、こどもが家庭や学校以外の場で活動する機会の創出を図りました。

□施策の方向性

アンケート調査の結果から、「地域でこどもたちが遊んだりスポーツしたりする場や機会の充実」を求める声は高く、地域での体験活動の機会づくりを推進します。

こどもの健やかな成長を見守る地域づくりに向け、地域・学校・関係機関等のネットワークをすることにより、地域で親子を見守り、支えることのできる体制づくりを推進します。

□主な事業

No	施策名	施策概要	主な担当
70	自治公民館等の開放促進	地域のこどもたちが歩いて行ける、自転車で行ける距離にある自治公民館などの開放促進に努め、地域を巻き込んだこどもの居場所づくりを促進します。	生涯学習課
71	保育所、幼稚園での世代間交流の推進	各保育所・幼稚園で実施されているシニアクラブとの交流や高齢者施設等への訪問等の活動を推進します。	こども課 教育課
72	筑前町青少年育成町民会議活動の推進	筑前町の青少年の健全な育成を図るため、地域、学校、行政が連携し、各専門部会（育成部会・家庭部会・環境安全部会・広報部会）により、機関紙発行・あいさつ運動・パトロール・野外体験活動・子どものつどい等活動を実施します。	生涯学習課
73	スポーツ少年団活動の推進と支援	結団式や奉仕活動、激励会、各団での指導・活動等を通して、こどもたちの向上心を育て心身の健全を図ります。	生涯学習課
74	子ども会活動活性化事業	レクリエーション等の活動を行うことで、子ども会活動の促進を図り、地域活動の活性化及び地域教育力の向上を図ります。	生涯学習課
75	こどもの社会参画の推進	こども達主体でボランティア活動の計画、準備、実施に取り組み、自主性やボランティア意識を育み、社会生活の規範意識を学びます。	生涯学習課
76	ボランティアセンターの機能強化	地域課題を考え、支え合いに主体的に関わる人材を育成し、ボランティア活動を推進するため、各種講座の実施、登録の推進や協働活動の展開等を図ります。また、青少年ボランティアを対象に自主性の尊重や仲間づくり、交流の機会に取り組みます。	企画課
77	ちくぜん少年大使館青少年育成事業	地域における青少年育成事業を実施する施設として、照明のLED化やサッカー設備の整備を行い、青少年のスポーツ交流や体験活動の機会の充実を図ります。	企画課
78	日常的にスポーツ活動が行える施設や学校施設の有効活用	スポーツ活動が行えるグラウンド等にLED照明を導入することで、快適なスポーツ環境の場を確保し、有効活用を推進します。	生涯学習課

■主要課題（7）こどもの居場所づくり

□これまでの取組と成果

こどもの健全育成を図るため、各小学校校区に学童保育所を整備し、保育ニーズの増加に対応するためユニット数の増設など、施設整備を行いました。また、各小中学校において、放課後の学習支援活動や多様な体験活動を提供するためアフタースクール事業を実施し、放課後のこどもの居場所づくりを行いました。

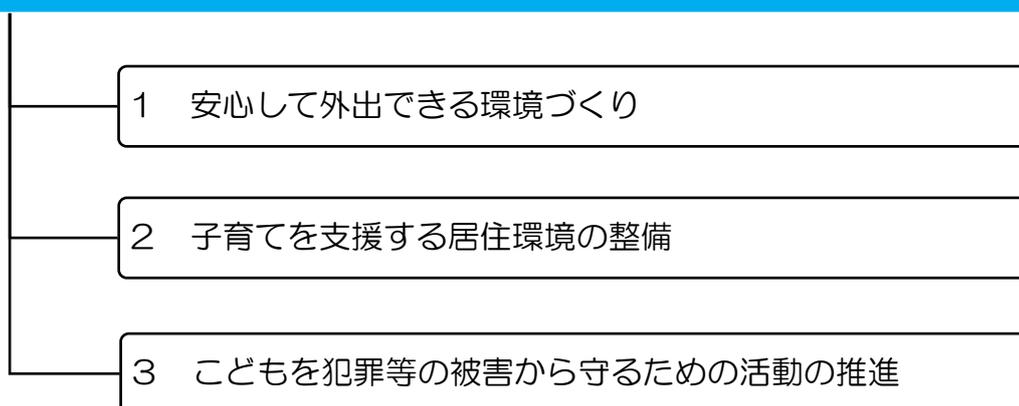
□施策の方向性

こどもの居場所づくりを実施する団体を支援するとともに、こどもの健やかな成長を見守る地域づくりに向け、地域・学校・関係機関等のネットワークを作ることにより、地域で親子を見守り、支えることのできる体制づくりを推進します。

□主な事業

No	施策名	施策概要	主な担当
79	放課後児童健全育成事業（学童保育）	保護者が就労などにより昼間家庭にいない小学校児童を対象に、授業終了後に適切な遊びや生活の場を提供し、児童の健全育成を図ります。	こども課
【再掲】	自治公民館等の開放促進	地域の子どもたちが歩いて行ける、自転車で行ける距離にある自治公民館などの開放促進に努め、地域を巻き込んだこどもの居場所づくりを促進します。	生涯学習課
80	アフタースクール事業	小中学校の放課後の空き教室を活用し、学校や地域ボランティア、関係諸団体等が連携し、学習支援や体験活動を行います。小学校では家庭学習の定着やこどもの居場所づくり、中学校では学習への意欲喚起や家庭学習の定着による学力向上を目的として実施します。	教育課 生涯学習課
81	こどもの居場所づくりの推進	居場所及び気持ちのより処としてミラクルームを提供し、利用者との交流を通じ関係づくりをしながら、相談支援を行います。 また、地域におけるこどもの居場所づくりを推進するとともに、その活動を支援します。	こども未来センター
82	子ども会活動の支援と居場所づくりの推進	小中学生解放子ども会の活動場所である隣保館において、地域・学校・関係機関等のネットワークの強化を図るとともに、こどもの過ごす環境の充実のため Wi-Fi ネットワークの整備を推進します。また、こどもとその保護者の相談できる居場所づくりに取り組みます。	隣保館

基本目標3 こどもの成長を支える環境整備



■主要課題（1）安心して外出できる環境づくり

□これまでの取組と成果

すべての人が安心して外出できるよう、道路、公共交通機関、公共施設などにおいてバリアフリー化を進めました。また、地域社会全体で子育て家庭を支える取り組みを促進するため、乳幼児とともに外出しやすい環境としてベビーベッドや授乳室などがある「赤ちゃんの駅」の設置を推進しました。

□施策の方向性

アンケート調査においても、こどもを事故や犯罪の被害から守るための施策の推進を望む声は多いことから、安心して生活できる環境づくりに向け、各小・中学校の通学路など、安全で歩きやすい道路環境の確保を図るとともに、防犯灯設置など防犯設備の整備を推進します。

また、こどもが交通事故の被害に遭わないよう、交通安全のための啓発活動や交通安全教育の推進を図ります。

□主な事業

No	施策名	施策概要	主な担当
83	赤ちゃんの駅事業	子育て中の親子が気軽に外出できるよう、公共施設・民間施設などの協力を得て、おむつ替えや授乳ができる場を開放します。	子育て支援センター
84	臨時赤ちゃんの駅の開設	学校行事や町のイベントなどにこども連れでも参加できるよう、授乳やおむつ替えなどができる臨時の赤ちゃんの駅を開設します。	子育て支援センター
85	交通安全施設の充実	地元要望、通学路点検活動（行政・学校関係・警察）により、危険性や緊急性の高い箇所（スクールゾーンなど）から施設の補修及び新設を実施し、事故の防止・抑制に取り組めます。	建設課

No	施策名	施策概要	主な担当
86	道路・公園等におけるバリアフリー化の推進	道路などにおける段差解消など（公共施設周辺道路・歩道を含む）人にやさしいまちづくりを目指し、バリアフリー化を推進します。 歩行者の安全・安心な通行帯を整備し、道路施設の充実を図ります。国県道部の整備促進を図るため要望を行うとともに、町道部については、継続して既存歩道の維持管理及び通行帯の確保に取り組みます。	建設課 都市計画課
87	公園におけるユニバーサルデザイン遊具設置の推進	公園において、インクルーシブな社会を目指すため、老朽化した遊具の改修時等にすべてのこどもが遊べる遊具の設置を推進します。	都市計画課
88	防犯灯設置の推進	歩行者、自転車通行時の安全確保のため、地元要望により必要性を考慮して防犯灯を設置し、安全で住みよいまちづくりを推進します。	環境防災課
89	筑前町通学路交通安全プログラムの推進	通学路の改善と安全確保のため、関係機関と連携して通学路の点検及び報告書作成を行い、危険個所の改善につなげます。	教育課
90	交通安全の意識向上の取組	朝倉警察署と連携を図り、こどもから高齢者等全住民を対象に、交通安全教室を実施します。 ポスター掲示やパンフレット配布等による交通安全に対する意識づけを行います。	こども課 教育課 環境防災課
91	交通指導員の育成と街頭指導の実施	指導員総会を開催し、指導員の育成と技術向上を図るとともに、毎月1回、朝の通学時に街頭指導を実施します。	環境防災課
92	チャイルドシート等貸出事業（情報提供）	チャイルドシート・ベビーシートの貸し出し支援事業（朝倉地区交通安全協会）の情報提供を行います。	環境防災課
93	コミュニティバスの整備	定期的なコミュニティバスの整備を行い、遠距離児童生徒の登下校に活用、保護者の送迎負担の軽減を図ります。また、夏休みや保護者による送迎が困難な際の利用により学校以外の児童生徒の活動支援を行います。	企画課
94	公共施設内の授乳室等の整備	子育て中の親子がより利用しやすい環境づくりの推進を目指し、公共施設内の授乳室等の整備を行います。	財政課

■主要課題（2）子育てを支援する居住環境の整備

□これまでの取組と成果

本町では、公共施設の新設・改築時を通じてシックハウス対策の推進を行い、こどもたちの安全の確保に努めました。

□施策の方向性

子育てを担う若い世代にとっても、居住環境の整備は重要です。子育てしやすい住まいづくりのための情報提供を行うとともに、子育て世帯の居住を支援する施策を推進します。

□主な事業

No	施策名	施策概要	主な担当
95	子育て世帯の居住の安定の確保	未就学児童等のいる世帯に対する、町営住宅における入居資格の緩和等に取り組みます。また入居の抽選の際、ひとり親世帯には2つの抽選番号を割り当てる優遇措置を実施します。	都市計画課
96	町営住宅のユニバーサルデザイン化	既存の町営住宅について、大規模修繕・改修時等に、子育て世帯が安全・安心で快適な住生活を営むことができるようユニバーサルデザイン化を含めた検討を行います。	都市計画課
97	公共施設のシックハウス対策	公共施設の新設・改築時にシックハウス対策の推進を行います。	関係各課
98	結婚新生活支援事業（地域少子化重点推進交付金）	子育て世帯の減少が見受けられる状況が継続した際は、県補助事業による新婚世帯を対象にした家賃・引越費用等の補助制度の活用による経済的な支援の実施を検討します。	こども課



■主要課題（3）子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

□これまでの取組と成果

警察をはじめとする関係団体や地域などと連携した防犯活動、防犯灯の設置を進めるなどの防犯対策に努めました。

パソコンやスマートフォンの普及により、若年層からのインターネットやSNSの利用が拡大し、これらを介して子どもがいじめや犯罪に巻き込まれないよう、青少年育成会議の環境安全部会による町内巡回を行いました。

また、パソコンやスマートフォン、ゲーム等の長時間利用による生活リズムの乱れも問題になっていることから、『筑前町小・中学校ネットつきあおう条例』を制定し、その推進を図りました。

□施策の方向性

「青少年インターネット環境整備法」等に基づき、地域住民や関係機関・団体との連携協力の強化による、青少年のインターネットの適切・安全・安心な利用や保護者に対する普及啓発を推進します。

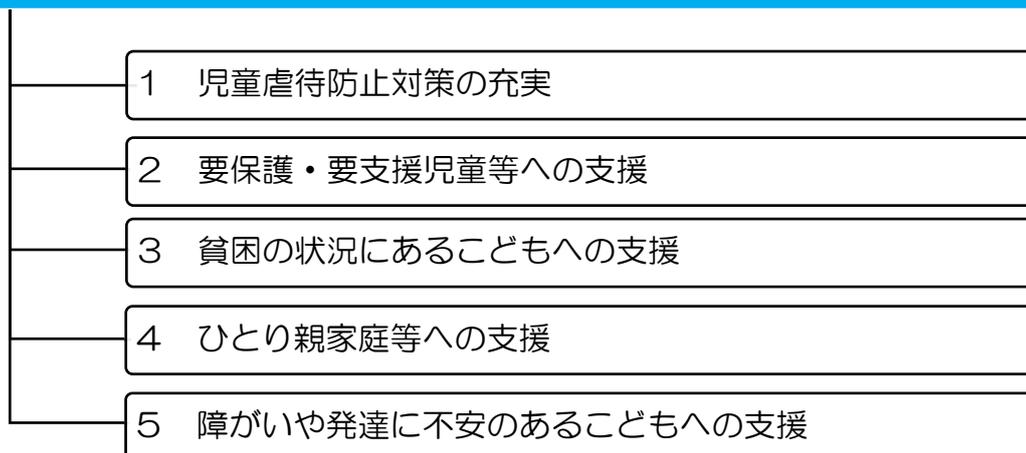
社会生活の多様化、地域社会におけるつながりの希薄化などにより、地域における犯罪抑制力は低下しており、近年、子どもを対象とした犯罪は増加傾向にあります。アンケート調査においても、子どもを事故や犯罪の被害から守るための施策の推進を望む声は多く、今後も関係機関と連携し見守りや子どもや保護者への犯罪防止等の啓発活動を行っていきます。

□主な事業

No	施策名	施策概要	主な担当
99	青少年育成町民会議環境安全部会による町内パトロールの実施	少年補導員の活動と連携しながら、町内巡回を実施し、悪書の散在防止のため白いポストの管理を支援します。	環境防災課
100	有害図書等の排除	県青少年健全育成条例に基づき、子どもにとって有害と判断されるような書物について、点検を行います。	生涯学習課
101	夜間巡回パトロールの実施	少年補導員より、夜須校区、三輪校区毎に、夜間巡回パトロールを実施します。	環境防災課
102	学校警察連絡協議会の設置	朝倉警察署管内の学校関係者と警察署による現状報告や意見交換を行います。	教育課
103	地域防犯活動補助事業	地域防犯活動団体の育成及び支援のため、補助金を交付し安全対策を講じます。	環境防災課
104	学校安全対策委員会の設置	少年補導員・中学校・警察署が連携して、子どもを犯罪などの被害から守るための情報・意見交換を定期的に行うため、学校安全対策委員会を開催します。	教育課 環境防災課

No	施策名	施策概要	主な担当
105	集団登下校の推進とスクールガードリーダー・PTA・ボランティアによる登下校時パトロール	集団登下校の推進とスクールガードリーダー・PTA・ボランティア等の関係協力団体による登下校時パトロールを実施します。	教育課
106	「子ども110番の家」設置支援	こどもが助けを求めてきた時にそのこどもを保護するとともに、警察・学校・家庭などへ連絡するなどして、地域ぐるみでこどもたちの安全を守っていくボランティア活動を支援します。	生涯学習課
107	こどもを見守るサポートタクシーの啓発	警察署・タクシー協会・青少年育成市町村民会議朝倉地区協議会が連携し、タクシー乗務中にこどもを見守るパトロールや学校での防犯教室の実施、不審者情報の伝達・警戒及び注意喚起を行うサポートタクシーについてこどもへの周知啓発を行います。	生涯学習課
108	学校保健授業プログラムの実施(薬物乱用防止教育)	低年齢化傾向にある薬物乱用や喫煙・飲酒などを防止するため、こどもの発達段階に応じた教育や啓発活動を行います。	教育課
109	情報モラル教育の推進	規範意識や情報モラルを身につけさせるために『筑前町小・中学校ネットつきあおう条例』に基づき、児童生徒の実態に応じた計画的・継続的な指導を行います。インターネット等の適切・安全な利用について関係機関・団体等と連携して保護者への普及啓発を推進します。	教育課
110	被害に遭ったこどものケア	関係者、関係機関の連携によるカウンセリングなど継続的支援活動を効果的に行い、きめ細かな対応を図ります。	こども課 教育課 こども未来センター
111	性暴力被害防止	児童の性的搾取や若年層の様々な性暴力被害について予防啓発や相談期間の周知、被害者のサポートの必要性などの啓発を行います。	企画課

基本目標4 きめ細かな対応が必要な子どもへの支援



■主要課題（1）児童虐待防止対策の充実

□これまでの取組と成果

こどもの権利擁護のためこども未来センターを設置し、こどものあらゆる相談に応じる体制づくりを講じるとともに、「子どもの権利条例」を制定し、その推進を図りました。また虐待の背景は多岐にわたり、日常的な注意・しつけがエスカレートしてしまう等、いつでもどこでも起きる可能性があるため、要保護児童対策地域協議会の機能を活用し、各関係機関が連携して虐待等の防止に取り組みました。

□施策の方向性

児童虐待の発生予防から早期発見・早期対応、保護・支援・アフターケアに至るまでの切れ目のない総合的な支援を行います。

□主な事業

No	施策名	施策概要	主な担当
112	こども家庭センター (児童福祉機能)	0歳から18歳までのこどもやその保護者などを対象に、こどもに関する様々な悩みや問題に対し相談・支援を実施します。	こども未来センター
【再掲】	子どもの権利条例の啓発	こどもの4つの権利（安心して生きる権利・自分らしく生きる権利・自分を守り、守られる権利、意見表明や参加する権利）を掲げる条例を広く周知し、町全体でこどもの権利が守られるよう推進します。	こども未来センター
【再掲】	子どもの権利救済委員会	有識者を委員に選任し、こどもの権利侵害に関する適切な救済と回復のため、助言や支援を行います。	こども未来センター

No	施策名	施策概要	主な担当
113	保育所・幼稚園・小・中学校における虐待の早期発見	虐待の兆候や疑いがあった際には、速やかにこどもの安全確認を行い、児童相談所等の関係機関と情報共有して支援を行うとともに、早期発見及び関係機関の協力体制の強化に努めます。	こども未来センター
114	各種相談事業における虐待の早期発見・早期対応	産後間もない時期の家庭訪問や乳幼児健診、育児相談などで養育態度や育児不安など、早期発見に努めます。	こども課
115	関係機関の連携	要保護児童対策地域協議会では、代表者会議や実務者会議、ケース会議を行い、こどもの現状確認と支援の方向性を協議しています。また、要保護児童対策及び児童虐待防止対策として、関係者を対象とした研修会を開催しています。今後も関係者が共通認識を持ち、連携して支援を行えるよう、情報交換や情報共有に努めます。	こども課 教育課 こども未来センター
116	乳幼児健診等健診時における相談支援	乳幼児健診や育児等の健診時の個別支援や関係機関と連携を行い、早期発見、迅速な対応に努めます。	こども課
117	児童虐待防止啓発の推進	こどもに関する機関が連携し、計画的に児童虐待防止啓発を行います。	こども未来センター
118	DV 対策	相談窓口の設置・周知や庁内や関係機関との連携体制の構築・強化に取り組みます。	企画課



■主要課題（2）要保護・要支援児童等への支援

□これまでの取組と成果

支援を必要とするこどもの声や養育者のニーズに十分に沿いつつ、支援者の課題の解決に向け、特定妊婦、要保護児童、要支援児童とその家族に対して、アセスメントを通し、支援計画・方策を立てながら、要保護児童対策地域協議会を中心に関係機関と連携し、支援に努めてきました。

□施策の方向性

福祉、医療、保健、教育、警察などの地域における関係機関で構成する要保護児童対策地域協議会において、各関係団体が連携し、お互いの情報を共有し、個別ケースの解決につながるよう取り組みます。

子ども・若者育成支援推進法の改正により、市町村はヤングケアラーへの支援を一層強化する必要があり、関係機関等による一層の連携強化を図るとともに、具体的な支援の展開を検討します。

□主な事業

No	施策名	施策概要	主な担当
119	要保護児童対策地域協議会	福祉、医療、保健、教育、警察などの地域における関係機関で構成する協議会において、要保護児童の保護及び自立支援や要支援児童・特定妊婦の支援を図るため、情報共有や支援の協議等を行います。	こども未来センター
120	養育支援家庭訪問事業	こどもの養育に支援が必要と判断した家庭に対し、専門員による育児に対する相談指導や技術的援助を行います。	こども課
121	子育て世帯訪問支援事業	家事、育児等に対して不安や負担を抱える子育て家庭及び妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みの傾聴や家事、育児等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の防止を図ります。	こども未来センター
【再掲】	こどもの居場所づくりの推進	居場所及び気持ちのより処としてミラクルームを提供し、利用者との交流を通じ関係づくりをしながら、相談支援を行います。また、地域におけるこどもの居場所づくりを推進するとともに、その活動を支援します。	こども未来センター
122	ヤングケアラーへの支援	家族が抱える課題が複雑で複合化しやすい現状において、定期的なアンケート実施によりヤングケアラー化しているこどもを早期に発見し、福祉・介護・医療・教育等の関係機関が連携して支援できる体制づくりを図ります。	こども未来センター 教育課 福祉課
123	スクールソーシャルワーカーの配置	福祉分野の諸制度等について専門知識を有するスクールソーシャルワーカーを配置し、各学校において、困りごとを有する児童生徒への支援を行います。	教育課

■主要課題（3）貧困の状況にある子どもへの支援

□これまでの取組と成果

こども未来センターを中心に相談体制を整えるとともに、経済困窮世帯等に対し、制度の利用による支援を受けられるよう手続き支援や情報提供を行ってきました。

また、経済困窮世帯等の児童生徒に対し、生理用品を学校や関係機関等に常備し、必要に応じ配布を行いました。

□施策の方向性

令和6年6月「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」の改正に伴い、努力義務である市町村計画を今後策定予定である「市町村こども計画」と一体的に作成し、具体的な施策の展開を行います。

福祉、医療、保健、教育、警察などの地域における関係機関で構成する要保護児童対策地域協議会において、各関係団体が連携し、お互いの情報を共有し、個別ケースの解決につながるよう取り組みます。

□主な事業

No	施策名	施策概要	主な担当
124	こどもの貧困対策 (地域子どもの生活支援強化事業)	経済的な理由など多様かつ複合的な困難を抱えるこどもに対し、生理用品等の生活や学習に必要な物品の提供により、こどもが安心して生活できるよう支援します。	こども未来センター
125	こども食堂への支援	地域のボランティア団体やNPO団体等が地域で開設しているこども食堂の活動の支援を行います。	こども未来センター
【再掲】	スクールソーシャルワーカーの配置	福祉分野の諸制度等について専門知識を有するスクールソーシャルワーカーを配置し、各学校において、困りごとを有する児童生徒への支援を行います。	教育課
126	就学援助制度	経済的な理由により、学校で必要な経費の支払いが困難な児童生徒の保護者に給食費や学用品費等の一部を支給します。	教育課

■主要課題（４）ひとり親家庭等への支援

□これまでの取組と成果

子育て・生活支援策、就業支援策、養育費の確保策及び経済的支援策等の総合的な対策を適切に実施するため、ひとり親等家庭に対する相談体制の充実や保育サービスの充実、自立支援の促進に努めました。

□施策の方向性

離婚などにより、以前に比べひとり親家庭が増加している中でこどもの健全な育成を図るため、ひとり親等家庭に対する相談体制の充実や保育サービスの充実、自立支援の促進に努めます。

また経済的な問題により、こどもの健全な育成が妨げられることを防ぐため、国・県の施策と併せ、様々な経済的支援を行うとともに制度の周知に向けた情報提供を充実させます。

□主な事業

No	施策名	施策概要	主な担当
127	子育て短期支援事業	保護者などが仕事などにより夜間または休日に不在となった場合や疾病・疲労などにより児童の養育が困難となった場合、適切な施設において児童の養育・保護を行います。	こども課
128	保育所への入所	母子・父子家庭などの自立支援のため、入所調整において優先する項目に位置づけ、保育所の受入可能な範囲で入所対応を行っています。	こども課
129	各種相談・講習会の広報	就労支援などについて、関係機関から依頼のあったものについて、広報紙への掲載や情報誌の提供を行います。	こども課
130	母子父子寡婦福祉資金の情報提供	母子・父子家庭や寡婦の生活の安定と、その子どもの福祉の増進を図るため、各種資金の貸付の情報提供を行います。	こども課
131	ひとり親家庭等医療費	離婚等により配偶者のいない方で18歳に達する日以降（達した年度）の3月31日までの間にある子を監護している方及び母子または父子家庭の父母が監護している子の医療費の自己負担分の一部を助成します（子ども医療制度の対象者を除く）。	健康課
132	児童扶養手当	ひとり親家庭などで養育されているこどもの福祉増進のために児童扶養手当を支給します。	健康課
【再掲】	就学援助制度	経済的な理由により、学校に必要な経費の支払いが困難な児童生徒の保護者に給食費や学用品費等の一部を支給します。	教育課

■主要課題（5）障がいや発達に不安のあるこどもへの支援

□これまでの取組と成果

心身の発達が気になるこどもの子育て支援に関する必要な情報を提供し、支援が必要な子育て世帯に対し適切なサービスが受けられるよう相談・支援体制を整えました。

また、障がい児等支援が必要なこどもの健全な発達を支援し、身近な地域で安心して生活できるようにする観点から、自立支援医療の給付のほか、年齢や障がい等に応じた専門的な医療や療育の提供を行いました。

□施策の方向性

心身の発達が気になるこどもの支援にあたっては、その障害や特性の種類・程度等に応じたきめ細かな対応が必要であるため、保健・医療・福祉・教育等の関係機関が密に連携しながら、乳幼児期から青年期までの一貫した支援に取り組みます。

このほか、自閉症等の発達障がいを含む障がいのあるこどもについては、障がいの状態に応じて、その可能性を最大限に伸ばし、自立して社会参加をするために必要な力を培うため、関係職員の資質向上を図りつつ、一人ひとりの希望に応じた適切な教育上の支援等に努めます。

児童福祉法改正により、地域子ども・子育て支援事業として新たに創設された「親子関係形成事業（ペアレントトレーニング）」は、第3期計画期間内での実施を目指します。

□主な事業

No	施策名	施策概要	主な担当
133	各種健診事業を通じた障がいとなりうる疾病の早期発見	乳幼児健診で、こどもの健康状態を的確に把握し、障がいの原因となる疾病の早期発見並びに療育・治療へとつなげます。	こども課
【再掲】	のびのび相談（療育相談）	心身の発達が気になるこどもや保護者の療育相談を行うとともに、必要な場合は専門機関へ紹介するなど、療育の必要性を見極めて適切な支援につなげます。	こども課
134	特別支援教育	障がいのある児童生徒に対し、一人ひとりの障がいの種類・程度に応じ、特別な配慮の下に、適切な教育を行う必要があることから、特別支援学級の設置や支援員の配置等を図ります。	教育課
135	作業療法士（OT）の配置	児童生徒等の障がいの重複化や多様化に伴い、一人ひとりの特性に応じた適切な教育を行うため専門性を有する作業療法士を配置し、各学校への助言・支援を行います。	教育課
136	自立支援医療（育成医療）の給付	身体に障がいがある 18 歳未満の児童が手術等を行うことで確実な治療効果が期待できる場合に、必要な治療費を自立支援医療費として支給します。	福祉課

No	施策名	施策概要	主な担当
137	日常生活用具の給付、補装具の交付、障がい福祉サービス(地域生活支援事業含む)	<p>○日常生活用具の給付 在宅の重度障がい児に対して浴槽、ベッドなどを給付し日常生活の改善を図ります。</p> <p>○補装具の交付 身体障がい児に必要な身体機能を獲得または補うための用具の交付・修理を行います。</p> <p>○障がい福祉サービス 社会参加を目的とした外出への支援や、障がい児などの家族の一時的な負担軽減を図るための一時預かり及び社会に適応するための日常的な訓練などを目的として実施します。</p>	福祉課
【再掲】	障がい児保育事業	保育所において特別に支援が必要な障がい児等に対し、個に応じた細やかな保育を行い健やかに成長することができるよう、保育所への補助金を行うことで、保育士の確保や研修の実施を促します。	こども課
138	関係機関との連携	<p>保護者の理解と育児不安に対し、早期介入と関連機関との連携強化を図り、個別の自立支援となるよう援助を行います。</p> <p>また相談支援事業所との連携を図りつつ、更生相談所、医療機関などとの協議を行い個々の状況に応じた支援に繋げています。</p>	こども課 こども未来センター 教育課 福祉課
139	障がい児理解に向けた啓発	町の障害者基本計画に基づき、住民の障がい児に対する理解や認識を深め、人権尊重の意識を醸成するための啓発広報活動の推進に努めます。	福祉課
140	通級指導教室(小学生) ことばの教室(幼児)	ことばの遅れや発達が気になる幼児または児童に対し、発音やことばなどについて、個別相談や訓練等の支援を行うとともに、必要に応じ療育機関への紹介を行います。	教育課 子育て支援センター

基本目標5 こどもを安心して生み育てることができるための支援

- 1 次代の親の育成
- 2 ライフステージに応じた切れ目ない支援の推進
- 3 仕事と子育ての両立の推進
- 4 家庭、地域でこどもを育む環境づくり

■主要課題（1）次代の親の育成

□これまでの取組と成果

中学校において、育児に関する講話や妊婦体験、赤ちゃんふれあい体験及び保育体験等を通し、いのちの大切さや子育てに関し学ぶ機会を設けました。

□施策の方向性

こどもと接することが少なく、こどもとの接し方やしつけの仕方がわからないまま親となり、こどもを生み育てることや家庭を築くことの意義を十分理解できない状況であることなどが、こどもへの虐待や育児放棄等の事案の要因の一つと考えられます。そのため、こどもや家庭の大切さについて理解を進めるよう思春期に自らこどもとふれあう機会の提供などの取り組みを進めます。

学校・家庭・地域がそれぞれの役割・責任を自覚し、相互に連携・協力し、社会全体で家庭の教育力を向上させ、次代の親となるこどもが希望を持っていきいきと育っていくことができる環境づくりを行います。

□主な事業

No	施策名	施策概要	主な担当
141	思春期赤ちゃんふれあい体験学習	中学生に赤ちゃんに関して考える機会を提供し、いのちの大切さやお互いを思いあう心を育てることにより、自己肯定感を高め、命を大切にする心を育てる学習を実施します。	教育課 こども課
142	中学生の保育体験	中学生の職場体験、保育体験を通して、乳幼児とふれあい、子育てを体験できる機会を継続して発展させていきます。	教育課
143	家庭教育学級の開催	こどもをのびのびと健やかに育てるために、家庭教育力の問題について学び、保護者が理解を深める機会を提供します。	生涯学習課
【再掲】	子どもの約束の推進	基本的な人間力をつけ、どんな場所や場面でもたくましく生きぬくことができる“筑前っ子”の育成を目指します。	生涯学習課

■主要課題（2）ライフステージに応じた切れ目ない支援の推進

□これまでの取組と成果

結婚・妊娠・出産・育児に係る情報提供や相談体制の充実を図りました。

子育て世帯の利便性の向上を図るため、必要な情報がプッシュ配信できる子育て支援アプリを導入しました。

□施策の方向性

安心して子どもを育てることができる社会を実現するため、社会全体で、結婚、妊娠、出産、子育ての切れ目ない支援が重要となっています。結婚や出会い等の情報提供体制の再構築を図るとともに、相談窓口の充実を図ります。

□主な事業

No	施策名	施策概要	主な担当
144	児童手当	家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資するため、児童の養育者に手当を支給します。	健康課
145	出会い・結婚応援の支援の推進	出会い応援に関する情報提供を行うとともに、県の支援により縁結び応援の講座等を開催します。また妊娠・出産・育児に係る相談体制の充実に努めます。	こども課
【再掲】	結婚や子育てに関する啓発の充実	子ども・子育て支援は社会全体で関わる必要があるため、結婚・子育てに関する情報発信等により、その理解促進の気運醸成を図ります。	こども課
【再掲】	こども家庭センター（母子保健機能）	妊産婦・乳幼児等の状況を継続的・包括的に把握し、妊産婦や保護者の相談に保健師等が対応するとともに、必要な支援の調整や関係機関との連携により、妊産婦や乳幼児等に対して切れ目のない支援を提供します。	こども未来センター
【再掲】	妊婦のための支援給付金	子ども・子育て支援法に基づき、妊婦のための支援給付を行うことにより、妊婦等の経済的支援を実施します。また、切れ目ない支援を行う観点から児童福祉法による妊婦等包括相談支援事業の支援を一体的に実施します。	こども課
【再掲】	妊婦等包括相談支援事業	妊婦やその配偶者等に対して面談等を行い、必要な情報提供や相談に応じるとともに、ニーズに応じて必要な支援につなげる伴走型相談支援を行います。	こども課

■主要課題（3）仕事と子育ての両立の推進

□これまでの取組と成果

事業主、労働者、町民に対するワーク・ライフ・バランスや仕事と子育ての両立に関する広報・啓発等を行い、仕事と子育ての両立の推進を図りました。

保育サービスや学童保育などの充実を通じて、就労環境が多様化する中でも、仕事と子育ての両立支援のための体制の整備に努めました。

□施策の方向性

男女共に子育てを行う意識を高めるため、パパママ教室にて「パパによる夫婦のための子育てセミナー」を実施するとともに、母子健康手帳発行時に産前産後休業や育児休業などの制度に関する情報を提供し、企業や住民が積極的に取り組み、町全体の運動として広げていくため啓発活動を推進します。

妊娠や出産、育児などで仕事を離れていた人が、再就職に必要な力をつけるための講座等を開催し、再就職の支援を行います。

保護者の多様な働き方による保育ニーズに柔軟に対応するため、多様な保育サービスの充実に努めます。

□主な事業

No	施策名	施策概要	主な担当
146	広報・啓発・情報提供等の推進	労働相談事業や就業相談事業及び出産・育児などによる退職者再就職支援事業の情報提供を行います。	農林商工課
147	特定事業主行動計画の推進	特定事業主行動計画の推進及び見直しを行い、職員が仕事と子育てを両立できるよう職場を挙げ支援する環境を整備します。	総務課
148	女性の再就業に関する就業支援の情報提供	出産や育児、介護により退職した女性の再就業などを支援するため、公共職業安定所（ハローワーク）等の関係機関と連携を図りながら必要な情報の提供に努めます。	農林商工課
149	起業・就業支援	再就業や在宅での起業に必要なスキルを取得するため講座を実施します。また、就労希望者の相談や情報提供を行います。	企画課
150	男女共同参画の推進	性別に関わらず職業生活、家庭生活の双方において活躍できる社会を目指し、職場・地域・家庭などにおけるアンコンシャスバイアスやジェンダーギャップの解消を推進すると共に、男女共同参画センターの機能強化のため、学習や図書閲覧コーナーの充実、照明のLED化などを推進します。	企画課
151	女性の活躍推進啓発	働きたい女性が、その個性と能力を発揮し、活躍できるよう環境整備などの啓発に努めます。	企画課
152	ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた意識啓発	仕事と家庭生活の調和を図るため、ワーク・ライフ・バランスの実現に向け、広報等での啓発活動を行います。	こども課

No	施策名	施策概要	主な担当
153	子育て講座等への男性の参加推進	男性の育児などへの関わりを深めるために、内容や日程を工夫し、講座等への積極的な参加を呼びかけます。	子育て支援センター
【再掲】	通常保育事業	保護者の就労などにより家庭で保育できない就学前児童を対象に、認可保育所において保育を行います。入所希望者の増加が見込まれるため、受入体制の整備等を検討します。	こども課
【再掲】	延長保育事業	保護者の就労形態の変化等に伴う保育ニーズの多様化への対応のため、認可保育所において通常の保育時間を延長して保育を行います。	こども課
【再掲】	放課後児童健全育成事業（学童保育）	保護者が就労などにより昼間家庭にいない小学校児童を対象に、授業終了後に適切な遊びや生活の場を提供し、児童の健全育成を図ります。	こども課
【再掲】	病児・病後児保育事業	こどもが病気の際、保護者の就労等の理由により自宅での保育が困難な場合に、保育所、病院等において保育を行います。広域連携による利用促進を図ります。	こども課
【再掲】	子育て短期支援事業	保護者などが仕事などにより夜間または休日に不在となった場合や疾病・疲労などにより児童の養育が困難となった場合、適切な施設において児童の養育・保護を行います。	こども課



■主要課題（４）家庭、地域でこどもを育む環境づくり

□これまでの取組と成果

地域で子育てを支援するため、「あいあい」「たんぽぽ」を設置し、身近な地域（中学校区単位）において乳幼児の親子などが集い、交流できる場を提供するとともに、子育て相談や地域における人材育成、子育て支援機関のネットワークづくりなどに取り組むとともに、子育て家庭における子育ての負担を軽減するため、一時預かり事業やファミリー・サポート・センター事業などに取り組みました。

また地域ボランティアを活用した各学校でのアフタースクール事業の実施や PTA 活動の支援、親子の遊びの場の提供や家庭での読書活動の推進に取り組み、学校・家庭・地域がそれぞれの役割・責任を自覚し、相互に連携・協力し合いながら、家庭や地域の教育力向上を目指しました。

□施策の方向性

核家族化等により孤立する子育て家庭が問題となっており、地域全体でこどもと子育て家庭を見守り支えあう体制づくりのため、身近な場所を活用し、子育て家庭が気軽に集い、交流しあえる機会づくりと子育て家庭を支援するネットワークの形成を進めます。また様々な地域資源の掘り起こしを進めていきます。

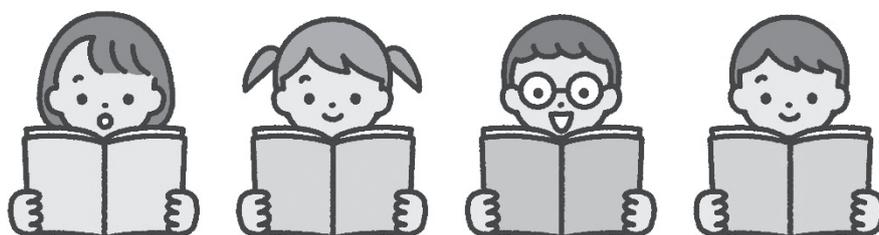
アンケート調査からも、「子連れでも出掛けやすく、親子で楽しめる場の提供」を求める声が大きく、魅力ある子育て支援センターの充実が求められています。一方、支援センターの施設老朽化の対応も必要であり、町の公共施設等個別計画と合わせ、整備方針の検討を進めていきます。

□主な事業

No	施策名	施策概要	主な担当
154	地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）	親子が気軽に集い、遊びや交流ができる場を提供し、子育て活動を支援する拠点として「あいあい」「たんぽぽ」を常設し、子育て不安の軽減を図るため子育て相談など総合的な支援を行い、地域の子育て支援機能の充実を図ります。また、施設の老朽化が進んでいるため、新たな整備を進めます。	子育て支援センター
155	地域子育て相談機関（利用者支援）	地域子育て支援拠点等の身近な場所で、子育て家庭等から日常的に相談を受け、個別のニーズに応じた子育て支援に関する情報の収集・提供を行うとともに、子育て関連機関の利用にあたって助言・支援を行います。	子育て支援センター
156	地域子育て相談機関（地域連携）	利用者が必要とする支援につながるように、地域の関係機関との連絡調整や連携・協働の体制づくりを行うとともに、地域の子育て資源の開発等を図ります。	子育て支援センター
157	子育て支援情報提供	子育て情報誌「すくすく」・広報紙・ホームページや子育てアプリ等により、子育て支援情報を提供します。	こども課

No	施策名	施策概要	主な担当
158	病後児サポート事業	こどもが病気の回復期で、昼間、家庭での保育が出来ない場合に、子育て支援センター「あいあい」の病後児保育室で一時的にお預かりします。	子育て支援センター
159	ファミリー・サポート・センター事業	急な残業が入った時や通院など、こどもと一緒に行動できない時の一時預かりや保育所、幼稚園、学童の送迎、家事援助などを行います。援助会員確保のため育成講座や啓発の充実を図ります。	子育て支援センター
160	子育てサークルの育成・支援	子育てサークルの育成を図るとともに、サークル活動への遊具の貸し出し、活動の場の提供などの支援を行います。	子育て支援センター
161	出前講座の開催	要望のある子育てサークルや地域に出向き、保育体験など育児力を高めるための支援を行います。	生涯学習課 子育て支援センター
162	教育・保育施設の園庭開放	幼稚園や保育所において、定期的に園庭を開放し、地域の子育て世帯が交流できるように、幼稚園・保育所の園庭開放を推進します。	こども課 教育課
163	親子教室	こどもとの関わり方に悩む保護者から日常的な困りごとや子育ての悩みの個別相談に応じるとともに、小規模集団を通してこどもへの関わり方の習得を目指します。また、活動を通し、療育の必要性を見極め、必要に応じ療育機関への繋ぎを支援します。	こども課
164	子育て支援機関の連携と支援	地域の子育て支援サービス等の周知を図り、円滑なサービス利用のため関係施設や担当部署などと連携し、情報収集、利用者への情報提供を行い、子育てサークルやNPO団体等への活動の支援を行います。	子育て支援センター
165	主任児童委員及び民生委員・児童委員との連携	学校や地域の連携はもとより、主任児童委員及び民生委員・児童委員との連携を強化しながら、地域での相談活動の推進に努めます。	福祉課
166	こども見守りネットワークの充実	地域・学校・関係機関等のネットワークを充実し、こどもの健やかな成長を見守ります。	教育課 こども未来センター
【再掲】	子どもの約束の推進	基本的な人間力をつけ、どんな場所や場面でもたくましく生きぬくことができる“筑前っ子”の育成を目指します。	生涯学習課
【再掲】	早寝早起き朝ごはんの推進	筑前町子どもの約束に基づき、こどもの望ましい基本的な生活習慣を育成するための環境を整えます。	教育課

No	施策名	施策概要	主な担当
【再掲】	アフタースクール事業	小中学校の放課後の空き教室を活用し、学校や地域ボランティア、関係諸団体等が連携し、学習支援や体験活動を行います。小学校では家庭学習の定着やこどもの居場所づくり、中学校では学習への意欲喚起や家庭学習の定着による学力向上を目的として実施します。	教育課 生涯学習課
【再掲】	家庭教育学級の開催	こどもをのびのびと健やかに育つために、家庭教育力の問題について学び、保護者が理解を深める機会を提供します。	生涯学習課
167	ブックスタート	4か月健診時にブックスタートパック（絵本）と、1歳6か月健診時にブックスタートフォローアップを行い、絵本1冊をプレゼントし、赤ちゃんとその成長に関わる人がお互いに心を通い合わせ、幸せが感じられるきっかけを作ります。	生涯学習課
168	親子遊び教室	広場内外のイベントで、手遊び、ふれあい遊び、絵本の読み聞かせ等を実施します。こどもとの遊び方や、こどもと共感したり、ふれあうことで心が落ちつくことを学ぶ機会としていきます。	子育て支援センター



第5章 幼児期の教育・保育、
地域子ども・子育て支援事業に係る
量の見込みと確保の方策

第5章 幼児期の教育・保育、地域子ども・子育て支援事業に係る量の見込みと確保の方策

1. 教育・保育提供区域の設定

本町における教育・保育の提供区域は、広域的に圏域を捉え、1圏域に設定します。

【圏域設定に対する国の考え方】

- 地理的条件、人口、交通事情その他社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める。
- 小学校区単位、中学校区単位、行政区単位等、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域を定める。
- 地域型保育事業の認可の際に行われる需給調整の判断基準となることを踏まえる。
- 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を通じて共通の区域設定とすることが基本となる。
- 教育・保育施設等及び地域子ども・子育て支援事業の広域利用の実態が異なる場合には、実態に応じて区分または事業ごとに設定することができる。



2. 幼児期の教育・保育に係る量の見込みと確保の方策

(1) 教育・保育施設（1～3号認定）

【事業内容】

- ・就学前児童に対して、主に幼稚園や認定こども園、認可保育所等で教育・保育を行う事業であり、子ども・子育て支援新制度においては、1～3号の認定に基づく給付となっています。
- ・量の見込みと確保の内容は、1～3号の認定ごとに、さらに2号認定は教育ニーズの有無で、3号認定は0歳と1・2歳にそれぞれ区分して整理することとされています。
- ・本町には、令和6年度時点で私立保育所は5園、私立小規模保育事業所が3園、公立保育所が1か所、私立幼稚園が4園、届出保育施設が4か所あります。認定こども園はありません。

認定区分		給付の内容	教育・保育施設
1号認定	満3歳以上の就学前児童で2号認定以外のもの	教育標準時間利用	幼稚園 認定こども園
2号認定	満3歳以上の就学前児童で、保護者の労働または疾病その他の内閣府令で定める事由により必要な保育をうけることが困難であるもの	保育標準時間利用 (保育短時間利用)	保育所 認定こども園
3号認定	満3歳未満の就学前児童で、保護者の労働または疾病その他の内閣府令で定める事由により必要な保育をうけることが困難であるもの	保育標準時間利用 (保育短時間利用)	保育所 認定こども園 地域型保育事業

① 1号認定

3～5歳児（保育の必要性はなく、教育ニーズが高い認定区分）

	令和6年度 (実績)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	270人	270人	270人	270人	270人	270人
②確保の内容	270人	270人	270人	270人	270人	270人
特定教育・ 保育施設	65人	65人	58人	104人	91人	70人
確認を受けない 幼稚園	205人	205人	212人	166人	179人	200人
過不足(②-①)	0人	0人	0人	0人	0人	0人
量の確保方策	本町には子ども・子育て支援法に基づく新制度に移行していない幼稚園が4園あり、この定員を含めてニーズ量を見込みます。					

② 2号認定

3～5歳児（保育の必要性があり、ただし幼児期の教育ニーズが強いものを含む。）

	令和 6年度 (実績)	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み	675人	654人	654人	677人	660人	637人
教育ニーズ	190人	165人	158人	154人	141人	125人
保育ニーズ	485人	489人	496人	523人	519人	512人
②確保の内容	592人	604人	647人	647人	647人	647人
過不足(②-①)	▲83人	▲50人	▲7人	▲30人	▲13人	10人
量の確保方策	ニーズが供給量を超過することが予測されますが、施設整備や弾力運用等により計画期間内のニーズ量を充足するよう見込みます。					

③ 3号認定

0歳児（保育の必要性あり）

	令和 6年度 (実績)	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み	101人	103人	105人	107人	109人	111人
②確保の内容	86人	95人	104人	104人	104人	111人
過不足(②-①)	▲15人	▲8人	▲1人	▲3人	▲5人	0人
量の確保方策	ニーズが供給量を超過することが予測されますが、施設整備や弾力運用等によりニーズ量を充足するよう見込みます。					

1～2歳児（保育の必要性あり）

	令和 6年度 (実績)	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み	344人	330人	341人	353人	351人	351人
②確保の内容	266人	290人	320人	325人	330人	351人
過不足(②-①)	▲78人	▲40人	▲21人	▲28人	▲21人	0人
量の確保方策	ニーズが供給量を超過することが予測されますが、施設整備や弾力運用等によりニーズ量を充足するよう見込みます。					

(2) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

【事業内容】

- 全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルに関わらない形での支援をするため、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず柔軟に保育サービスを利用できる事業です。

3. 地域子ども・子育て支援事業に係る量の見込みと確保の方策

(1) 時間外保育事業（延長保育事業）

【事業内容】

- ・保護者の就労形態の変化等に伴う保育ニーズの多様化への対応のため、認可保育所において通常の保育時間を延長して保育を行う事業です。
- ・令和6年度現在、全9保育所・小規模保育事業所にて実施しています。

【量の見込みと確保の内容】

	令和6年度 (実績)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	405人	455人	485人	488人	491人	494人
②確保の内容	504人	560人	602人	602人	602人	602人
過不足(②-①)	99人	105人	117人	114人	111人	108人
量の確保方策	今後も現行どおり実施し、計画期間内のニーズ量は充足するものと見込んでいます。					

(2) 放課後児童健全育成事業（学童保育）

【事業内容】

- ・保護者が就労などにより昼間家庭にいない小学校児童を対象に、授業終了後に適切な遊び及び生活の場を提供し、健全な育成を図ります。
- ・本事業は、各小学校区において実施しており、ニーズの多い学童においては、公共施設や学校施設の活用又は施設整備によるユニット数の増設により、受け皿の確保の取組を進めます。

【量の見込みと確保の内容】

	令和6年度 (実績)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	343人	363人	378人	388人	396人	402人
②確保の内容	350人	363人	410人	410人	410人	410人
過不足(②-①)	7人	0人	32人	22人	14人	8人
量の確保方策	公共施設や学校施設の活用、施設整備によりニーズ量を充足するよう見込みます。					

(3) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

【事業内容】

- ・保護者の疾病等の理由によりこどもの養育が困難になった場合に、一定期間（一週間程度）児童福祉施設等において児童を預かる事業です。

【量の見込みと確保の内容】

	令和 6年度 (実績)	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み	5人	5人	5人	5人	5人	5人
②確保の内容	5人	5人	5人	5人	5人	5人
過不足(②-①)	0人	0人	0人	0人	0人	0人
量の確保方策	今後も現行どおり実施し、計画期間内のニーズ量は充足するものと見込んでいます。					

(4) 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）

【事業内容】

- ・親子が気軽に集い、遊びや交流ができる場を提供し、子育てについての相談、情報の提供、助言など総合的な支援を行います。
- ・令和6年度現在、2か所で実施しています。

【量の見込みと確保の内容】

	令和 6年度 (実績)	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み	6,850人回	6,910人回	6,970人回	7,030人回	7,030人回	7,030人回
②確保の内容	6,850人回	6,910人回	6,970人回	7,030人回	7,030人回	7,030人回
過不足(②-①)	0人回	0人回	0人回	0人回	0人回	0人回
量の確保方策	今後も現行どおり実施し、計画期間内のニーズ量は充足するものと見込んでいます。					

(5) 一時預かり事業

【事業内容】

- 普段、家庭において就学前児童を保育している保護者の病気時の対応や育児疲れ解消等を目的に一時的に保育を行います。
- 量の見込みは、「一時預かり事業（幼稚園における在園児を対象とした一時預かり〔預かり保育〕）」と「一時預かり事業（その他）」に分けて算出することとされています。

1) 一時預かり事業（幼稚園型）

【事業内容】

- 幼稚園在園児を対象とした一時預かり事業です。
- 預かり保育は、令和6年度現在、幼稚園全4園で実施しています。

【量の見込みと確保の内容】

	令和 6年度 (実績)	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み	13,800 人日	13,800 人日	13,500 人日	13,100 人日	12,900 人日	12,800 人日
1号認定 による利用	1,200 人日	1,200 人日	1,100 人日	900 人日	900 人日	800 人日
2号認定 による利用	12,600 人日	12,600 人日	12,400 人日	12,200 人日	12,000 人日	12,000 人日
②確保の方策	13,800 人日	13,800 人日	13,800 人日	13,800 人日	13,800 人日	13,800 人日
1号認定 による利用	1,200 人日	1,200 人日	1,200 人日	1,200 人日	1,200 人日	1,200 人日
2号認定 による利用	12,600 人日	12,600 人日	12,600 人日	12,600 人日	12,600 人日	12,600 人日
過不足(②-①)	0 人日	0 人日	300 人日	700 人日	900 人日	1,000 人日
量の確保方策	今後も現行どおり実施します。					

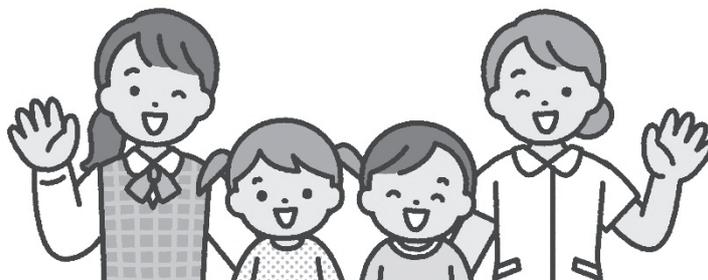
2) 一時預かり事業（その他）

【事業内容】

- ・就学前児童全般を対象とした保育所等での一時預かり、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）での一時預かり、子育て短期支援事業（トワイライトステイ）などによる一時預かり事業です。
- ・保育所での一時預かりは、令和6年度現在、保育所4園、ファミリー・サポート・センター1か所で実施しています。

【量の見込みと確保の内容】

	令和6年度 (実績)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	483 人日	533 人日	573 人日	578 人日	583 人日	588 人日
②確保の内容	283 人日	333 人日	373 人日	378 人日	583 人日	588 人日
一時預かり事業 (在園児対象型を除く)	231 人日	281 人日	321 人日	326 人日	531 人日	536 人日
子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター)	50 人日	50 人日	50 人日	50 人日	50 人日	50 人日
子育て短期支援事業 (トワイライトステイ)	2 人日	2 人日	2 人日	2 人日	2 人日	2 人日
過不足 (②-①)	200 人日	200 人日	200 人日	200 人日	0 人日	0 人日
量の確保方策	保育士の不足が事業実施に影響を及ぼす可能性があり、ニーズが供給量を超過することが予測されますが、ファミリー・サポート・センターの充実を図るとともに保育士の確保について支援していきます。					



(6) 病児・病後児保育事業

【事業内容】

- ・保護者の就労等の理由により、こどもが病気の際、自宅での保育が困難な場合に、保育所、病院等において保育する事業です。
- ・本町では、令和6年度現在、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）、広域利用の協定締結市町の施設にて実施しています。

【量の見込みと確保の内容】

	令和6年度 (実績)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	205 人日	208 人日	211 人日	214 人日	217 人日	220 人日
②確保の内容	205 人日	208 人日	211 人日	214 人日	217 人日	220 人日
過不足(②-①)	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日
量の確保方策	ファミリー・サポート・センターによる病後児保育事業、広域利用について協定を締結している近隣市町の施設の利用案内を実施し、計画期間内のニーズ対応を図ります。					

(7) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター） [就学児]

【事業内容】

- ・急な残業が入った時や通院など、こどもと一緒に行動できない時などの一時預かりや保育所、幼稚園、学童の送迎などを行います。
- ・子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）の量の見込みについては、就学前児童（0～5歳）分は、前述の「一時預かり事業」として見込み、就学児（6～11歳）分は別途見込むこととされていることから、ここでは「就学児分」を整理しています。
- ・本町では、子育て支援センター「あいあい」にファミリーサポートアドバイザーを配置し、支援者と援助希望者とのマッチングを行っています。

【量の見込みと確保の内容】

	令和6年度 (実績)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	120 人日	122 人日	123 人日	125 人日	131 人日	130 人日
②確保の内容	120 人日	122 人日	123 人日	125 人日	131 人日	130 人日
過不足(②-①)	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日
量の確保方策	今後も現行どおり実施し、計画期間内のニーズ量は充足するものと見込んでいます。					

(8) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

【事業内容】

- 保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設事業者等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

(9) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

【事業内容】

- 特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置または運営を促進するための事業です。

(10) 利用者支援事業

【事業内容】

- こどもや保護者が、教育・保育・保健その他の子育て支援等が円滑に利用できるよう、身近な場所で情報提供や相談・助言等や関係機関との連絡調整等の支援を行う事業です。

【量の見込みと確保の内容】

	令和 6年度 (実績)	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み	4箇所	4箇所	4箇所	4箇所	4箇所	4箇所
基本型	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所
地域子育て相談機関	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所
こども家庭センター型	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所
②確保の内容	2箇所	4箇所	4箇所	4箇所	4箇所	4箇所
基本型	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所
地域子育て相談機関	0箇所	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所
こども家庭センター型	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所
過不足 (②-①)	▲2箇所	0箇所	0箇所	0箇所	0箇所	0箇所
量の確保方策	子育て支援に対する、総合的な相談及び案内を行う利用者支援実施のための専門的な相談員を、子育て支援センター内に配置しています。					

(11) 妊婦一般健康診査

【事業内容】

- ・本町に住所を有する妊婦を対象に、妊婦健康診査補助券を交付し、母子の妊娠経過などの確認のため、受診について勧奨しています。
- ・妊娠期間中 14 回分の健診費用の助成を行い、妊婦健診の受診を促進しています。

【量の見込みと確保の内容】

	令和 6年度 (実績)	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み	2,996 人回	3,092 人回	3,092 人回	3,092 人回	2,972 人回	2,972 人回
②確保の内容	2,996 人回	3,092 人回	3,092 人回	3,092 人回	2,972 人回	2,972 人回
過不足(②-①)	0 人回	0 人回	0 人回	0 人回	0 人回	0 人回
量の確保方策	現行どおり実施していきます。					

(12) 乳児家庭全戸訪問事業

【事業内容】

- ・生後 4 か月頃までの乳児のいる全家庭に対し、助産師や保健師が訪問し、赤ちゃんの計測・母乳相談・育児相談・子育て情報の提供を行います。

【量の見込みと確保の内容】

	令和 6年度 (実績)	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み	251 人	260 人	260 人	260 人	260 人	250 人
②確保の内容	251 人	260 人	260 人	260 人	260 人	250 人
過不足(②-①)	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
量の確保方策	現行どおり実施していきます。					

(13) 養育支援家庭訪問事業

【事業内容】

- ・こどもの養育に支援を必要と判断した家庭に対し、専門員による育児に対する相談指導や技術的援助を行います。

【量の見込みと確保の内容】

	令和 6年度 (実績)	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み	130人	130人	130人	130人	130人	125人
②確保の内容	130人	130人	130人	130人	130人	125人
	令和 6年度 (実績)	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
過不足(②-①)	0人	0人	0人	0人	0人	0人
量の確保方策	実施機関：こども課母子保健係及びこども未来センター					

(14) 子育て世帯訪問支援事業

【事業内容】

- ・家事や子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、支援を行います。

【量の見込みと確保の内容】

	令和 6年度 (実績)	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み	245人	245人	248人	250人	251人	252人
②確保の内容	245人	245人	248人	250人	251人	252人
過不足(②-①)	0人	0人	0人	0人	0人	0人
量の確保方策	こどもサポーターセンター（社会福祉法人）に委託					

(15) 児童育成支援拠点事業

【事業内容】

- ・養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、居場所を開設し、生活習慣の形成や学習のサポート、食事の提供等を行うとともに、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に行います。

【量の見込みと確保の内容】

	令和 6年度 (実績)	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み	6人	6人	6人	6人	6人	6人
②確保の内容	0人	0人	0人	0人	6人	6人
過不足(②-①)	▲6人	▲6人	▲6人	▲6人	0人	0人
量の確保方策	民間団体等への業務委託を検討します。					

(16) 親子関係形成支援事業

【事業内容】

- ・児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者とその児童に対し、講義やグループワーク等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報提供、助言を行います。
- ・同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等の支援を行います。

【量の見込みと確保の内容】

	令和 6年度 (実績)	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み	20人	20人	21人	21人	21人	21人
②確保の内容	0人	0人	0人	21人	21人	21人
過不足(②-①)	▲20人	▲20人	▲21人	0人	0人	0人
量の確保方策	臨床心理士や作業療法士等の専門職の確保又は民間事業所への委託を含め検討します。					

(17) 妊婦等包括相談支援事業

【事業内容】

- ・妊婦やその配偶者等に対して、必要な情報提供や相談に応じるとともに、ニーズに応じて必要な支援につなげる伴奏型相談支援を行います。

【量の見込みと確保の内容】

	令和 6年度 (実績)	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み	714回	780回	750回	750回	750回	720回
②確保の内容	714回	780回	750回	750回	750回	720回
過不足(②-①)	0回	0回	0回	0回	0回	0回
量の確保方策	保健師・助産師等の人材確保					

(18) 産後ケア事業

【事業内容】

- ・分娩施設退院後に、助産師等が中心となり、母子に対して、母子の身体的回復と心理的な安定を促進します。
- ・母子の愛着形成を促し、母子とその家族が健やかな育児ができるよう支援します。

【量の見込みと確保の内容】

	令和 6年度 (実績)	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み	120人	133人	128人	128人	128人	123人
②確保の内容	120人	133人	128人	128人	128人	123人
過不足(②-①)	0人	0人	0人	0人	0人	0人
量の確保方策	産婦人科医院・助産院・乳児院訪問介護事業所(助産師対応)へ委託					

4. 事業の推進に向けて

(1) 幼児期の教育・保育の一体的提供等の推進策

○認定こども園の考え方

- ・現在、本町には認定こども園はなく、幼稚園や保育所と比べ関心は高くない状況ですが、保護者の就労状況等の変化にかかわらず、こどもを受け入れることが可能であるという点を踏まえ、認定こども園への移行を希望する幼稚園・保育所があれば、認可・認定基準を満たす限り、許可・認定を行えるよう支援をします。
- ・幼稚園設置者、保育所設置者に対し、認定こども園に関する情報提供を適宜行います。

○質の高い教育・保育や子育て支援等の推進策

地域でこどもを安心して生み、育てることができる環境づくりを進め、地域全体で子育てに取り組み、心身ともに健やかなこどもに育つよう支援していくことが必要です。また、次世代を担うこどもたちのため、こどもの人権を尊重し、一人ひとりの生きる力を育み、その成長を地域で支え合っていくことが求められています。そのため、本町における教育・保育に従事する人材の質の向上に向け、研修や講座等への参加に対する支援や、様々な情報提供を行っていきます。

○幼保小連携の取り組みの推進

- ・幼保小連絡会を行い、共働き家庭等の児童が小学生になる時点で、それまでの延長保育など遅い時間での保育サービスを受けることができなくなり、働き方の見直しを余儀なくされる「小1の壁」への対応を含め、機会を捉え、幼稚園・保育所・小学校で連携し対応していきます。
- ・入学説明会の時に上級生と一緒に学校探検をするなど、安心して入学できる取り組み等を継続して実施します。

(2) すべてのこどもを受け入れることができる体制の整備

障がいを持つ児童や、医療的ケアが必要な児童が支援を受けることができるよう「筑前町障がい福祉計画及び障がい児福祉計画」に定める取り組みと連携しながら、体制の整備を進めていくとともに、地域における障害児支援の中核的役割を担う児童発達支援センターと連携・協力して地域社会への参加及び包摂（インクルージョン）を推進します。

また、国際化の進展に伴い、教育・保育施設等において、海外から帰国した幼児や外国人幼児、両親が国際結婚の幼児など外国につながる幼児の増加が見込まれることを踏まえ、支援が必要な事案が発生した場合には、円滑な教育・保育等の利用ができるよう、適切な対応に努めていきます。

第6章 推進体制

第6章 推進体制

1. 計画の周知

本計画は、子育ての第一義的な責任は保護者にあるという大前提の下、地域全体、社会全体で子育てを支援する体制づくりに向けて、行政のみならず、家庭、地域、事業所をはじめ、住民全員のそれぞれの立場における取り組みを示すものです。

2. 関係機関との連携・協働

基本理念の実現には、家庭、教育・保育機関、地域、企業、行政などが相互に連携・協働しながら子育て支援に取り組む必要があります。

関係者それぞれが適切に役割を果たしていくとともに、関係機関相互の連携が行われるよう積極的に関わり、子育てを地域で支える体制を整えていきます。

3. 計画の進捗状況の管理・評価

本計画に基づく施策を推進するため、子ども・子育て会議において、毎年度事業計画に基づく事業の実施状況を点検・評価します。

事業計画策定後には、PDCA サイクル（計画・実行・評価・改善）に基づき、計画の推進に努め、事業の進捗状況を管理・評価するにあたっては、利用者の視点に立ち、個別事業の進捗状況に加え、計画全体の成果についても点検・評価し、施策の改善につなげます。

なお、当初の計画に対して、「量の見込み」や「確保の内容」などに大きな乖離がみられる場合には、中間年度（令和9年度）を目安として計画の見直しを検討します。

資料編

1. 筑前町子育てに関するアンケート調査（ニーズ調査）の結果と分析

（1）調査の目的

この調査は、「筑前町子ども・子育て支援事業計画」を策定するための基礎資料として、子育て中の保護者の子育てに関する実態や意識・要望等を把握するとともに、子育ての感じ方、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）に対する意識等を把握するために実施した。

（2）調査設計及び回収結果

	就学前児童用調査	小学生児童用調査
調査対象	就学前児童を 養育する保護者	小学生を 養育する保護者
対象抽出方法	住民基本台帳による 抽出	住民基本台帳による 抽出
調査方法	郵送配布－郵送回収 （督促状1回使用）	学校配布－郵送回収 （督促状1回使用）
標本数	1,254人	1,331人
回収数 （有効回収率）	728人（58.1%）	778人（58.5%）
調査期間	令和5年11月29日～令和5年12月13日	

（3）調査結果の見方

- ・図表中の回答者数は「n」で表している。
- ・回答は、回答者数を基数とした百分率（%）で表し、小数第二位を四捨五入した。このため百分率の合計が100%にならないことがある。
- ・2つ以上の複数回答ができる設問では、回答率が100%を超えることがある。
- ・集計の選択肢表現は、コンピュータ入力の都合上、調査票の回答選択肢を短縮して表記している場合がある。
- ・単純集計・クロス集計の図表中には、回答者数が非常に少ない場合がある。このような場合には、回答比率の数字が動きやすく、厳密な比較をすることが難しいので、回答の傾向をみる程度になる。また、回答者数が0（ゼロ）人の設問に関しては、図表は掲載を省略した。

(4) 調査結果

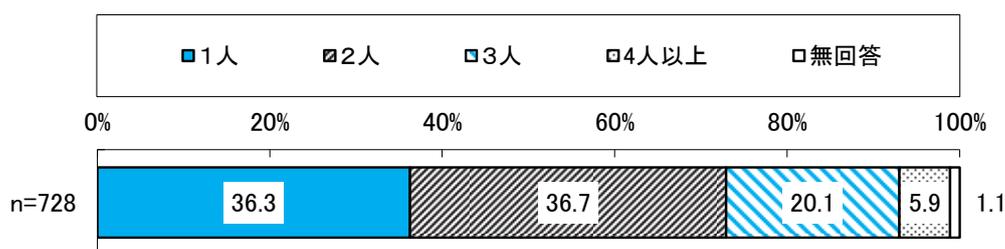
①世帯のこどもの数 [単数回答]

世帯のこどもの数について、就学前児童では、「2人」(36.7%)が最も多く、これに「1人」(36.3%)、「3人」(20.1%)、「4人以上」(5.9%)が続いている。

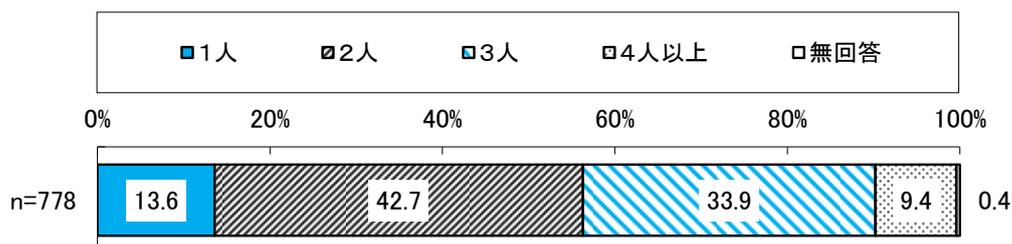
小学生児童では、「2人」(42.7%)が最も多く、これに「3人」(33.9%)、「1人」(13.6%)、「4人以上」(9.4%)が続いている。

【世帯のこどもの数】

就学前児童



小学生児童



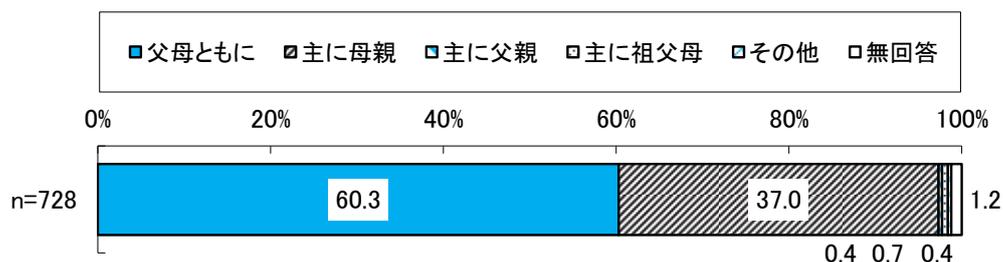
②子育てを主に行っている方(こどもの身の回りの世話をしている人)[単数回答]

子育てを主に行っている方について、就学前児童では、「父母ともに」(60.3%)との回答が6割を占めており、次いで「主に母親」が37.0%を占めている。以下、「主に祖父母」(0.7%)、「主に父親」(0.4%)が続いている。

こどもの身の回りの世話をしている人について、小学生児童では、「主に母親」(94.1%)が9割以上を占めており、次いで「主に父親」(2.3%)、「主に祖父母」(2.1%)となっている。

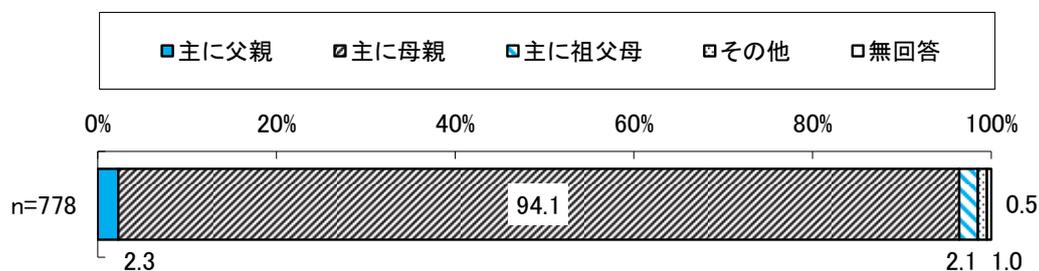
【子育てを主に行っている方】

就学前児童



【こどもの身の回りの世話をしている人】

小学生児童

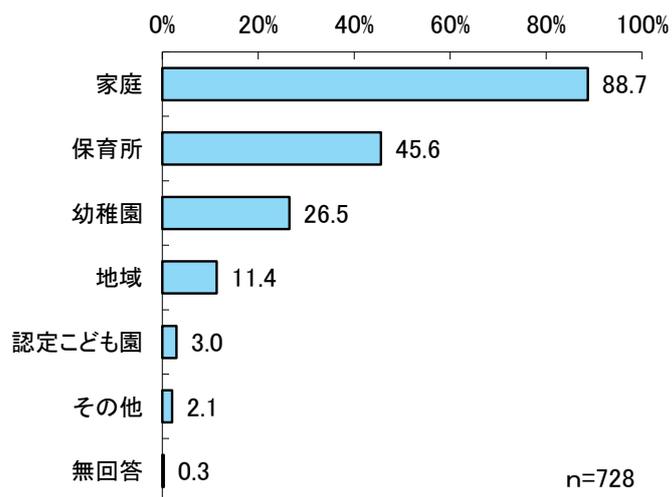


③子育てにもっとも影響すると思われる環境【複数回答】

子育てにもっとも影響すると思われる環境について、就学前児童では、「家庭」との回答が最も多く88.7%を占め、次いで「保育所」(45.6%)、「幼稚園」(26.5%)が続いており、「地域」は11.4%、「認定こども園」は3.0%であった。

【子育てにもっとも影響すると思われる環境】

就学前児童



④子どもをみてもらえる（預かってもらえる）親族・知人【複数回答】

子どもをみてもらえる親族・知人について、就学前児童では、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」（63.2%）が最も多く、次いで「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」（26.6%）となっており、祖父母等の親族が上位にあがっている。

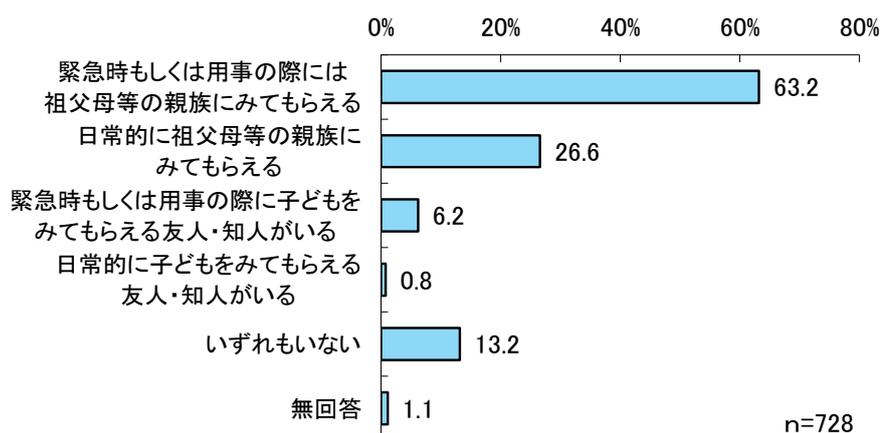
以下「緊急時もしくは用事の際に子どもをみてもらえる友人・知人がいる」が 6.2%、「日常的に子どもをみてもらえる友人・知人がいる」が 0.8%となっており、「いずれもない」は 13.2%であった。

子どもを預かってもらえる人の状況について、小学生児童では、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族に預かってもらえる」（56.3%）が最も多く、次いで「日常的に祖父母等の親族に預かってもらえる」（27.4%）となっており、祖父母等の親族が上位にあがっている。

以下「緊急時もしくは用事の際には子どもを預けられる友人・知人がいる」が 16.1%、「日常的に子どもを預けられる友人・知人がいる」が 3.9%となっており、「いずれもない」は 15.2%であった。

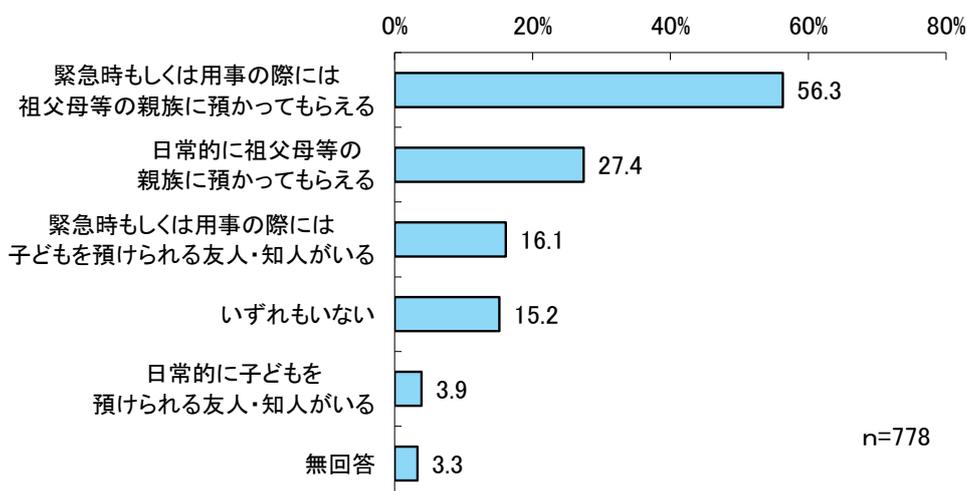
【子どもをみてもらえる親族・知人】

就学前児童



【子どもを預かってもらえる人の状況】

小学生児童



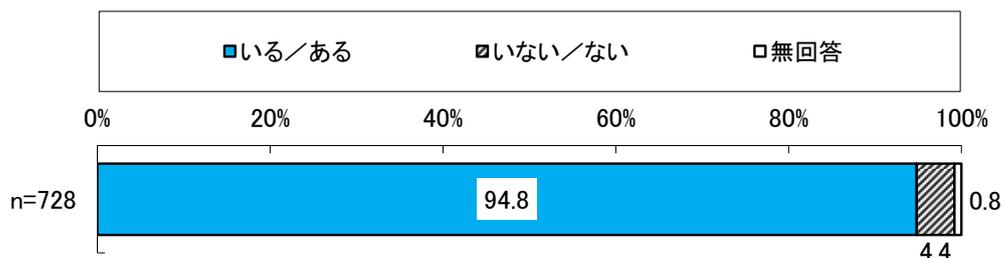
⑤子育てについての相談先の有無 [単数回答]

子育てをする上で気軽に相談できる人（場所）の有無について、就学前児童では、「いる／ある」との回答が94.8%を占めており、「いない／ない」は4.4%であった。

子育てをする上で気軽に相談できる人の有無について、小学生児童では、「いる」との回答が92.7%を占めており、「ない」は6.8%であった。

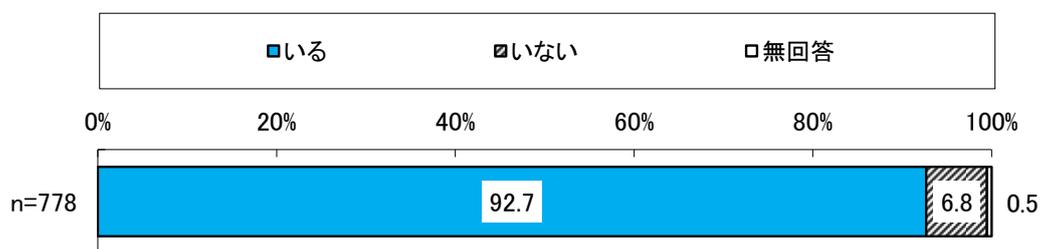
【相談先の有無】

就学前児童



【子育てについて相談できる人の有無】

小学生児童



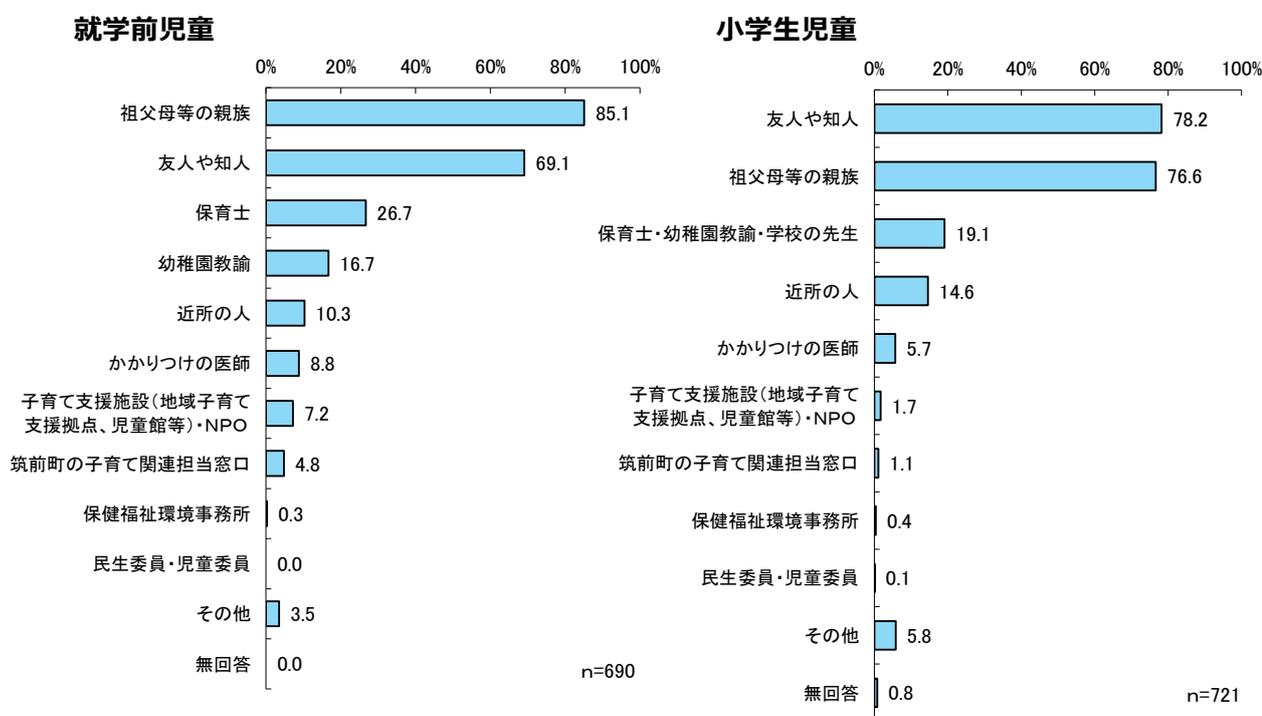
⑥子育てに関する相談先【複数回答】

子育てに関する相談先について、就学前児童では、「祖父母等の親族」(85.1%)との回答が最も多く、次いで「友人や知人」(69.1%)が続いており、身近な人を相談相手としている割合が高くなっている。これに続き、「保育士」(26.7%)、「幼稚園教諭」(16.7%)、「近所の人」(10.3%)、「かかりつけの医師」(8.8%)、「子育て支援施設(地域子育て支援拠点、児童館等)・NPO」(7.2%)などが比較的高い割合を占めている。

子育てについて気軽に相談できる人について、小学生児童では、「友人や知人」(78.2%)との回答が最も多く、次いで「祖父母等の親族」(76.6%)が続いており、身近な人を相談相手としている割合が高くなっている。以下「保育士・幼稚園教諭・学校の先生」(19.1%)、「近所の人」(14.6%)、「かかりつけの医師」(5.7%)が続いている。

【子育てに関する相談先】

【子育てについて相談できる人】

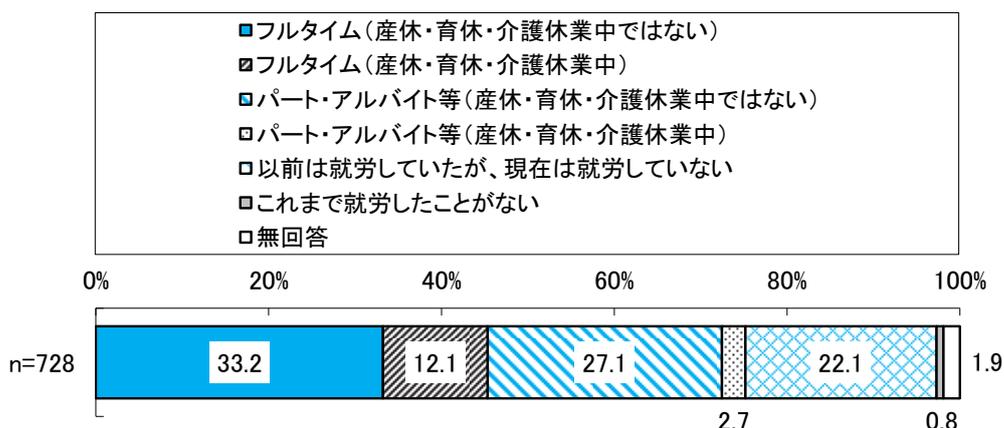


⑦母親の就労状況【単数回答】

就学前児童の母親の就労状況をみると、「フルタイム（産休・育休・介護休業中ではない）」（33.2%）との回答が最も多く、次いで「パート・アルバイト等（産休・育休・介護休業中ではない）」（27.1%）、「以前は就労していたが、現在は就労していない」（22.1%）を占め、「フルタイム（産休・育休・介護休業中）」（12.1%）、「パート・アルバイト等（産休・育休・介護休業中）」（2.7%）など産休・育休・介護休業中が続いており、「これまで就労したことがない」は0.8%であった。

【母親の就労状況】

就学前児童

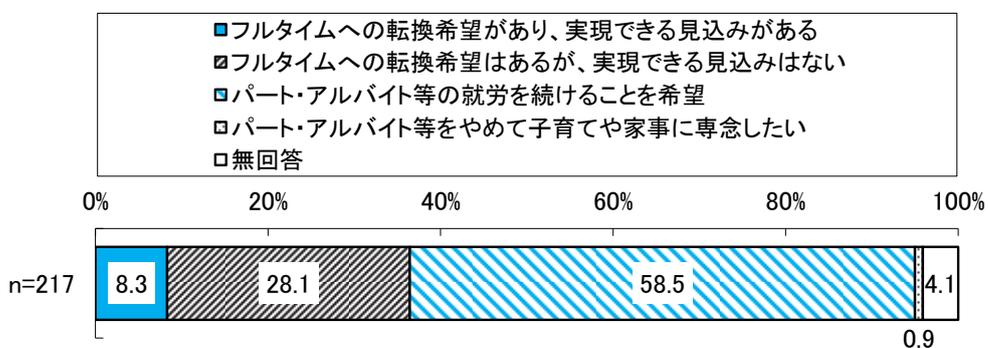


⑧パート・アルバイト等で就労している母親のフルタイムへの転換希望【単数回答】

就学前児童のパート・アルバイト等で就労している保護者のフルタイムへの転換希望をみると、母親については、「パート・アルバイト等の就労を続けることを希望」（58.5%）との回答が過半数を占めており、次いで「フルタイムへの転換希望はあるが、実現できる見込みはない」（28.1%）が続いている。

【母親のフルタイムへの転換希望】

就学前児童

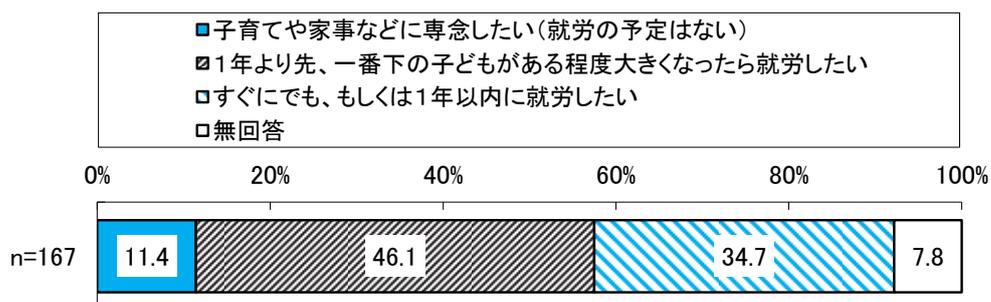


⑨母親（未就労者）の就労意向 [単数回答]

就学前児童の就労していない母親に今後の就労意向をたずねたところ、「1年より先、一番下のこどもがある程度大きくなったら就労したい」（46.1%）との回答が4割を占めている。「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」は34.7%を占め、「子育てや家事などに専念したい（就労の予定はない）」は11.4%であった。

【母親（未就労者）の就労意向】

就学前児童

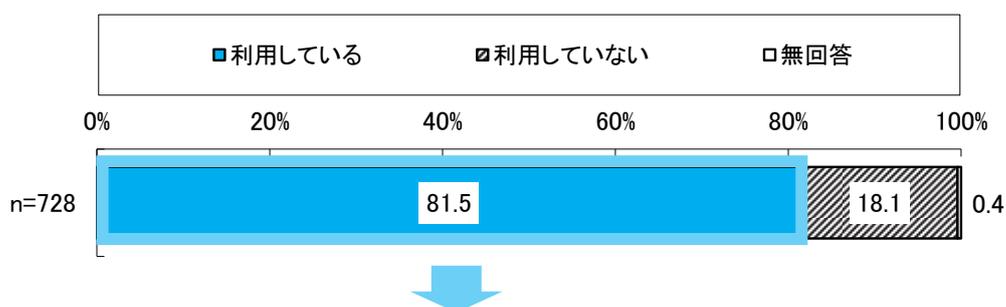


⑩平日の定期的な教育・保育事業の利用状況

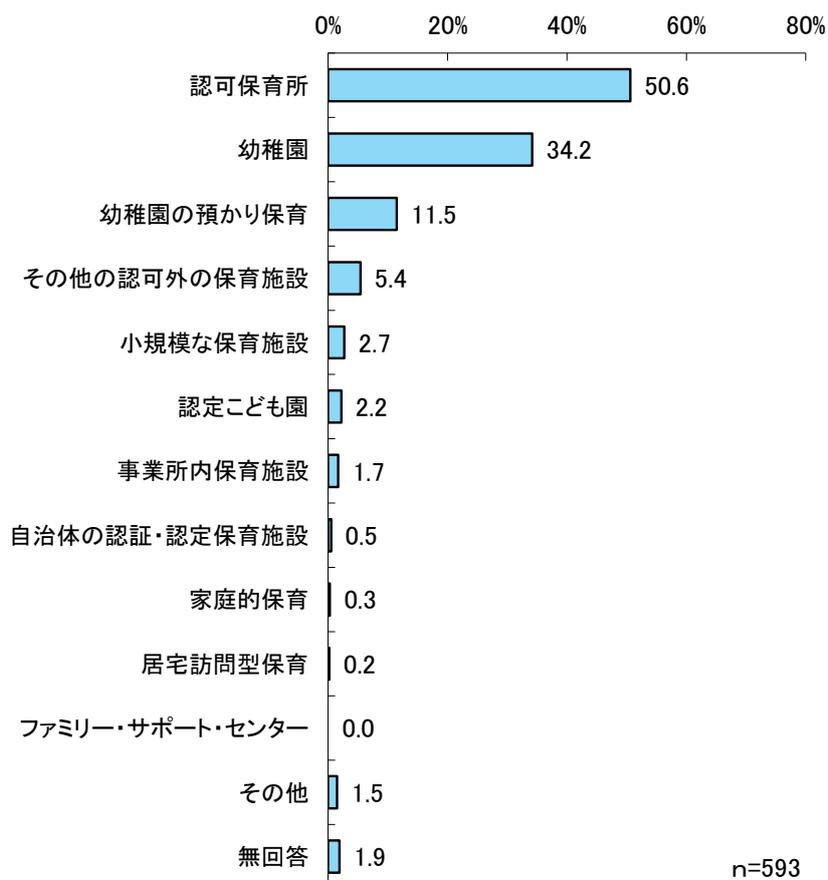
定期的な教育・保育の事業の利用について、就学前児童では81.5%が「利用している」と回答している。このうちの50.6%と半数が「認可保育所」を利用しており、これに次いで「幼稚園」が34.2%で続いている。

【平日の教育・保育事業の利用有無】[単数回答]

就学前児童



【利用している教育・保育事業の種類】[複数回答]

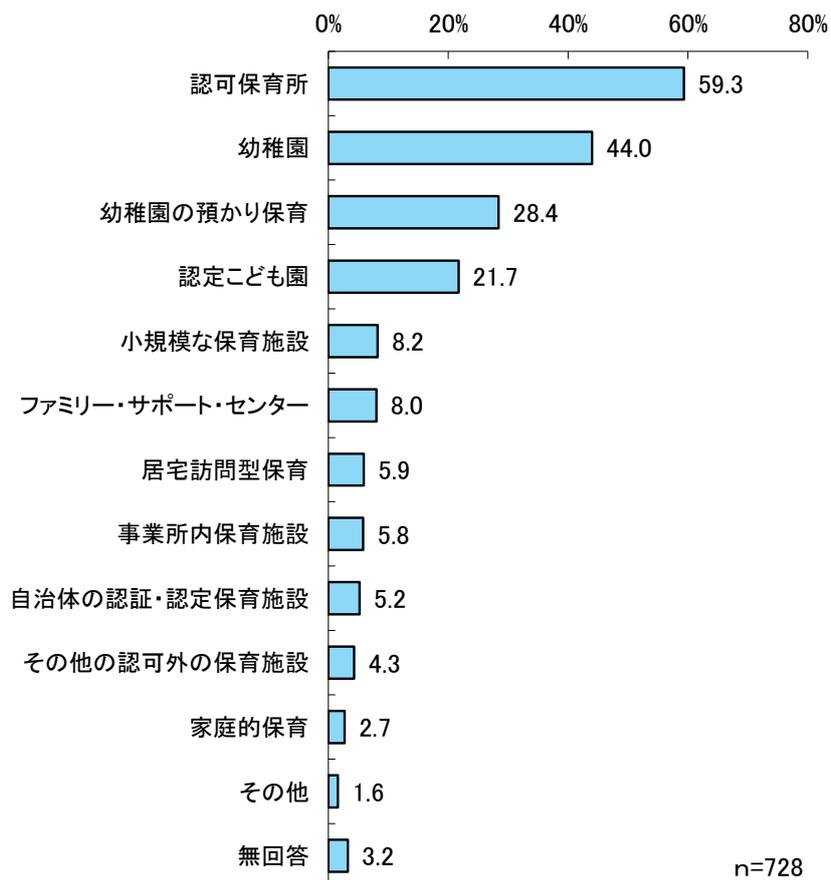


①定期的に利用したい平日の教育・保育の事業【複数回答】

定期的に利用したいと考える事業について、就学前児童では、「認可保育所」(59.3%)が最も多く、次いで「幼稚園」(44.0%)、「幼稚園の預かり保育」(28.4%)、「認定こども園」(21.7%)などが比較的高い割合を占めている。

【定期的に利用したい平日の教育・保育の事業】

就学前児童



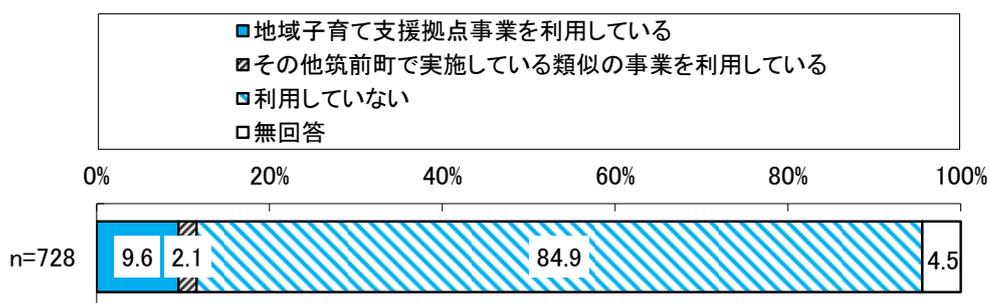
⑫地域子育て支援拠点事業の利用状況と利用意向【単数回答】

地域子育て支援拠点事業の利用状況について、就学前児童では、「利用していない」(84.9%)との回答が最も多く、「地域子育て支援拠点事業を利用している」は9.6%、「その他筑前町で実施している類似の事業を利用している」は2.1%であった。

今後の利用意向については、「新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない」(69.4%)との回答が過半数を占め、次いで「利用していないが、今後利用したい」(20.1%)、「すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい」(4.1%)となっている。

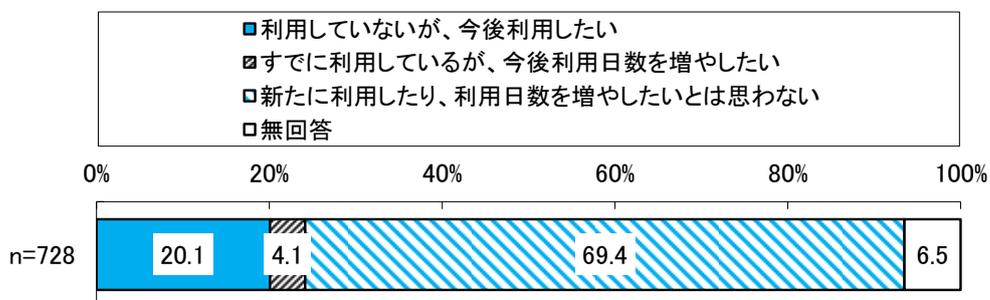
【地域子育て支援拠点事業の利用状況】

就学前児童



【地域子育て支援拠点事業の利用意向】

就学前児童

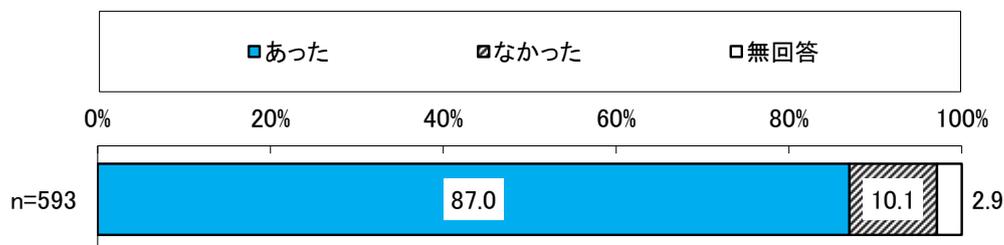


⑬こどもの病気等のために教育・保育の事業が利用できなかった経験 [単数回答]

この1年間に病気等のため普段利用している教育・保育の事業が利用できなかった経験について、就学前児童では、「あった」が87.0%を占め、「なかった」は10.1%であった。

【こどもの病気等のために教育・保育の事業が利用できなかった経験】

就学前児童

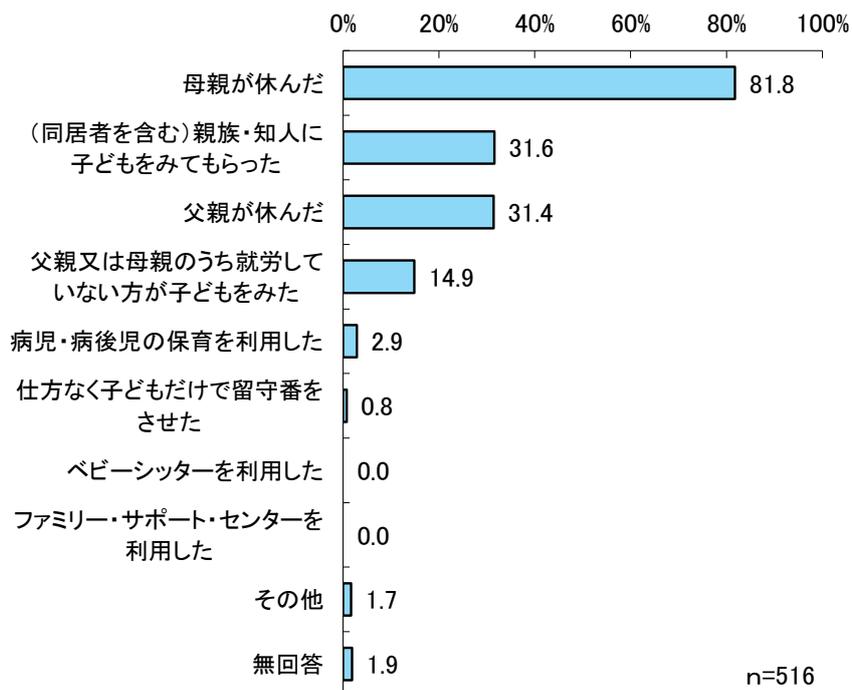


⑭教育・保育の事業が利用できなかった場合の対処方法【複数回答】

病気等で普段利用している教育・保育の事業ができなかった場合の対処方法について、就学前児童では、「母親が休んだ」(81.8%)が最も多く、次いで「(同居者を含む)親族・知人に子どもをみてもらった」(31.6%)、「父親が休んだ」(31.4%)、「父親又は母親のうち就労していない方が子どもをみた」(14.9%)が続いている。

【教育・保育の事業が利用できなかった場合の対処方法】

就学前児童

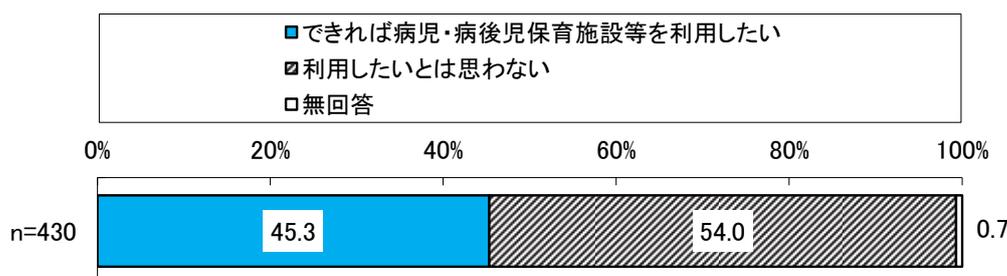


⑮施設に預けたいと思った経験 [単数回答]

こどもの病気等で普段利用している教育・保育の事業が利用できなかった場合の対処方法として『父親が休んだ』『母親が休んだ』と答えた方に、施設に預けたいと思った経験をたずねたところ、就学前児童では、「利用したいと思わない」が54.0%を占め、「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」が45.3%であった。

【施設に預けたいと思った経験】

就学前児童



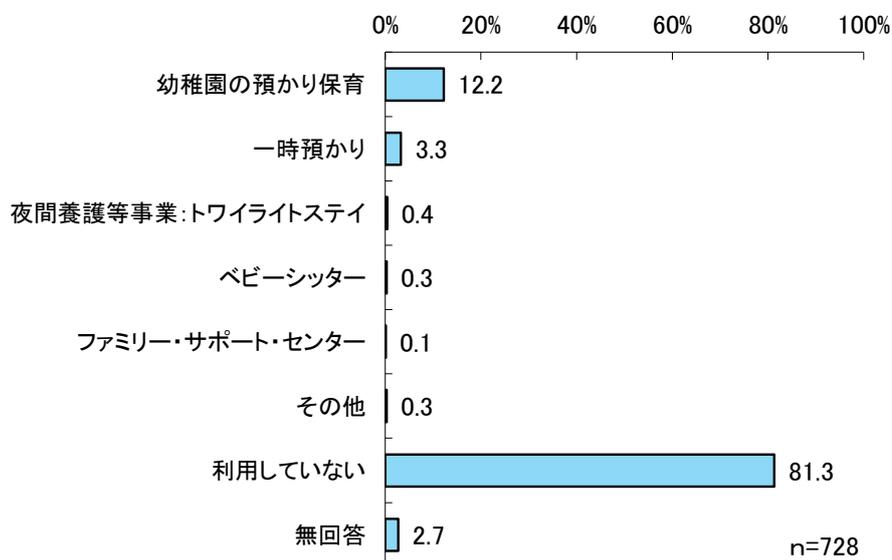
⑯不定期に利用する預かり事業の利用状況と利用意向

一時的な預かり事業の利用状況について、就学前児童では、「利用していない」が81.3%を占めており、具体的に利用しているものとしては、「幼稚園の預かり保育」(12.2%)、「一時預かり」(3.3%)、「夜間養護等事業：トワイライトステイ」(0.4%)、「ベビーシッター」(0.3%)、「ファミリー・サポート・センター」(0.1%)の回答があった。

一時的な預かりの利用意向については、「利用する必要はない」が55.1%、「利用したい」は41.3%となっている。

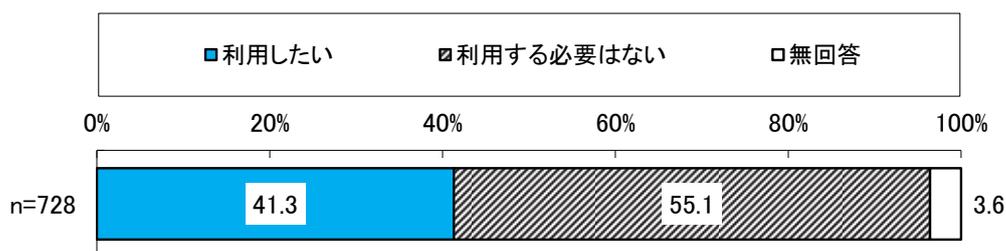
【不定期に利用している事業】 [複数回答]

就学前児童



【一時的な預かりの利用意向】 [単数回答]

就学前児童



⑰ 小学校就学後の放課後の過ごし方の希望 [複数回答]

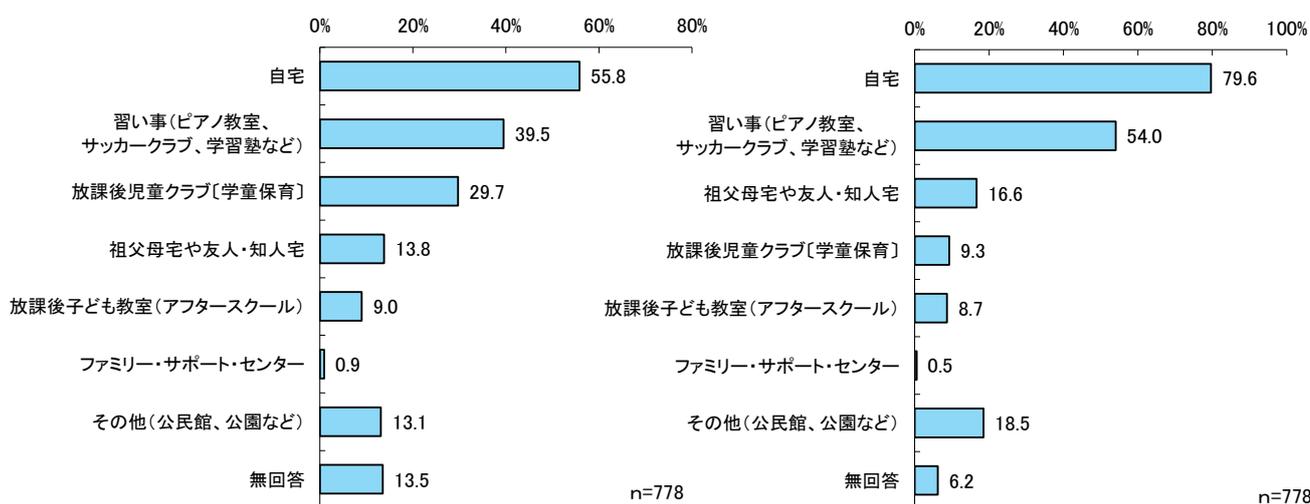
小学校就学後の放課後にこどもを過ごさせたい場所としては、小学校低学年では、「自宅」(55.8%) が最も多く、次いで「習い事(ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など)」(39.5%)、「放課後児童クラブ(学童保育)」(29.7%) などが比較的高い割合を占めている。

小学校高学年では、「自宅」(79.6%) が最も多く、次いで「習い事(ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など)」(54.0%)、「その他(公民館、公園など)」(18.5%)、「祖父母宅や友人・知人宅」(16.6%) などが、比較的高い割合を占めている。

【小学校就学後の放課後の過ごし方の希望】

低学年

高学年



⑱筑前町に期待すること【複数回答】

こどもを健やかに生み育てるために筑前町に期待することについて、就学前児童では、「保育サービスの費用負担軽減や育児手当などの経済的支援の充実」(68.4%)との回答が最も多く、これに次ぐ「子連れでも出かけやすく、親子で楽しめる場の提供」(63.7%)とともに半数以上の回答を得ており、以下「母子保健サービスや小児救急医療体制の充実」(43.3%)、「学童期のこどもの放課後対策の充実」「こどもを事故や犯罪の被害から守るための対策の推進」(ともに35.7%)などが高い割合を占めている。

小学生児童では、「保育サービスの費用負担軽減や育児手当などの経済的支援の充実」(61.1%)との回答が最も多く、これに次ぐ「こどもを事故や犯罪の被害から守るための対策の推進」(48.2%)とともに約半数の回答を得ており、以下「子連れでも出かけやすく、親子で楽しめる場の提供」(44.9%)、「地域でこどもたちが遊んだり、スポーツしたりする場や機会の充実」(34.3%)などが高い割合を占めている。

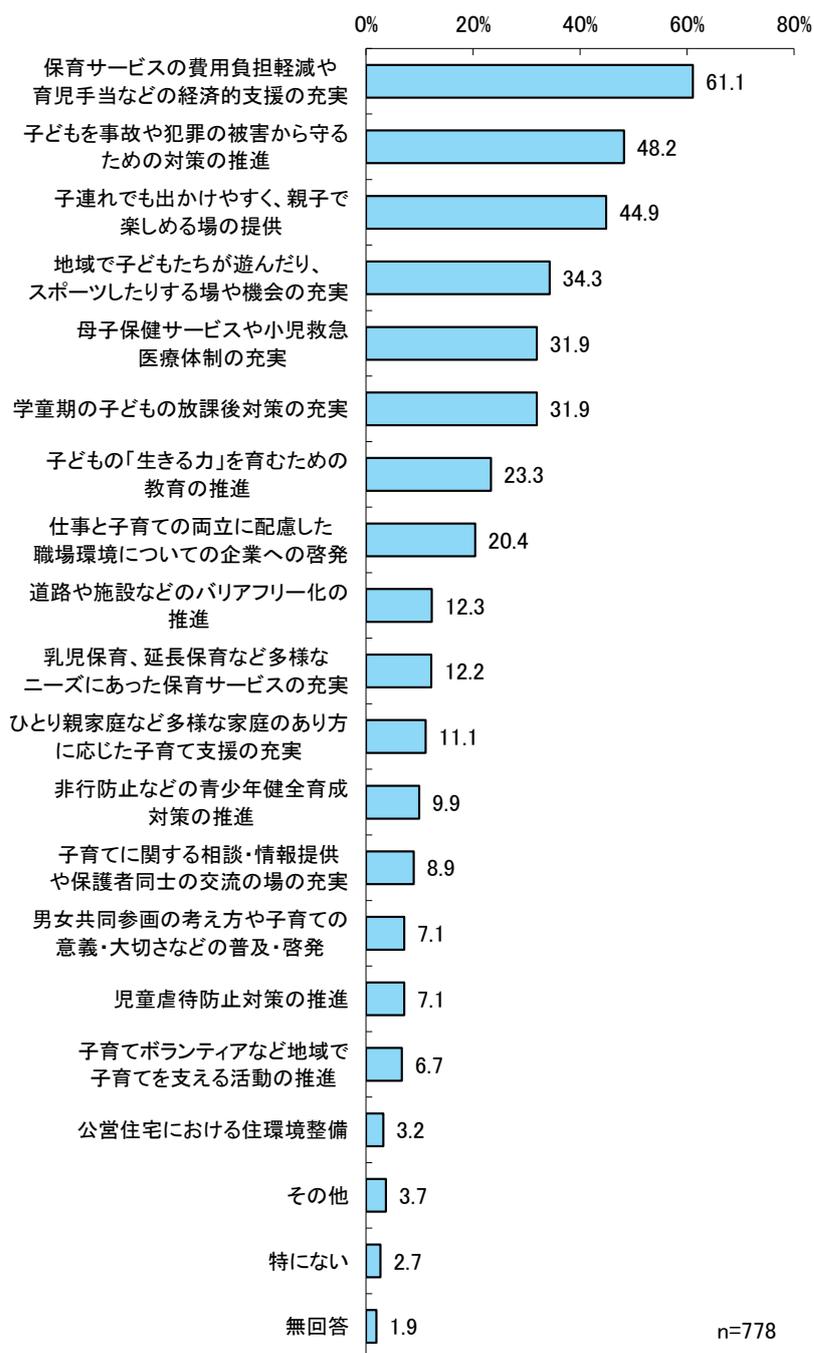
【こどもを健やかに生み育てるために筑前町に期待すること】

就学前児童



【筑前町に期待すること】

小学生児童



2. 用語解説

【あ行】

ICT

Information and Communications Technology の略で、電話線やワイヤレス信号による通信とコンピュータを使って、ユーザーが情報をアクセス、保存、送信、操作できるようにする技術。

AYA世代

adolescents and young adults の略で、思春期・若年成人世代のこと。

アンコンシャスバイアス

「無意識の思い込み」のことで、自分自身は気づいていない「ものの見方やとらえ方のゆがみや偏り」をいい、自分自身では意識しづらく、ゆがみや偏りがあるとは認識していないため、「無意識の偏見」と呼ばれる。

インクルーシブ

「包み込むような／包摂的な」という意味。「ソーシャル・インクルージョン」（社会的包摂）という言葉から来ており、これは「あらゆる人が孤立したり、排除されたりしないよう援護し、社会の構成員として包み、支え合う」という社会政策の理念を表している。

SNS

social networking service の略。Web 上で社会的ネットワーク（ソーシャル・ネットワーク）を構築可能にするソーシャルメディアのこと。

親子関係形成支援事業

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図ることを目的とした事業。

【か行】

教育・保育施設

認定こども園法・学校教育法・児童福祉法に規定された認定こども園・幼稚園・保育所のこと。

子育てサークル

子育て中の保護者が集まって、日常生活の悩みや子育てに関する相談、情報交換などを行うグループの活動。子育て支援センター、保育所などに設置している事業で、地域の子育て家庭に支援活動を行うことを通して、地域全体で子育てを行う基盤の形成を図ることを目的としている。具体的には、子育てに関する相談や情報提供、育児サークルに対する支援などを行う。

子ども・子育て支援新制度

平成 24 年 8 月に成立した子ども・子育て関連 3 法に基づく制度のことをいい、「子育てについての第一義的責任は保護者が持つ」という考え方を基本に、その上で、幼児期の教育・保育や地域の子ども・子育て支援を総合的に進めることを目指す。

子ども・子育て支援法

認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付や小規模保育等への給付を創設するとともに、地域の子ども・子育て支援の充実を図るため、平成 24 年 8 月に可決・成立し、公布された。

子どもの権利条約

子どもの健やかな発達や主体性の尊重などをうたった国際条約。平成元年（1989 年）の国連総会で採択され、翌年発効した。平成 26 年 11 月現在、世界 194 カ国が批准。日本は平成 6 年（1994 年）に正式に批准した。

【さ行】

作業療法士

厚生労働大臣の免許を受けて、「作業療法士」の名称独占資格を用いて、医師の指示の下に、「作業療法」を行うことを業とする者。英語では occupational therapist (OT) と言い、理学療法士 (PT)、言語聴覚士 (ST)、視能訓練士 (CO) と共に、リハビリテーション職と称されるもののうちの一つ。

市町村子ども・子育て支援事業計画

子ども・子育て支援法に基づき、全市町村で作成するもの。幼児期の教育・保育、地域の子育て支援についての需給計画。

白いポスト

有害な図書を回収するためのポスト（ボックス）。

食育推進基本計画

食育基本法の第二章第十八条「市町村は、食育推進基本計画（都道府県食育推進計画が作成されているときは、食育推進基本計画及び都道府県食育推進計画）を基本として、当該市町村の区域内における食育の推進に関する施策についての計画を作成するよう努めなければならない。」において、各自治体が食育を推進するために定める総合的な計画。

シックハウス

新築や改築（リフォーム）直後の室内空気汚染によって引き起こされる病気。症状として、新築や改築直後から遅くても数か月以内に、家の中に入ると目がしみる、涙が出てくる、鼻水が出る・鼻が詰まる、喉が痛い、動悸がする、頭が重いなど、多様な症状が出現する。

次世代育成支援対策推進法

日本の急激な少子化の進行に対応して、次代の社会を担うこどもの健全な育成を支援するため、平成 17 年に施行された法律。この法律に基づき、企業及び国・地方公共団体は次世代育成支援のための行動計画を策定することとされている。平成 26 年 4 月に、法律の有効期限が平成 37 年 3 月 31 日まで 10 年間延長された。

児童福祉法

昭和 22 年に制定された児童についての根本的、総合的な法律。次代の社会の担い手たるすべての児童の健全な育成、福祉の積極的増進を基本精神とする。

ジェンダーギャップ

男女の違いにより生じる格差。

スクールカウンセラー

教育機関で心理相談業務に従事する心理職専門家の職業名、および当該の任に就く者。心理についての専門性を持ち、学校において、児童・生徒が抱えるさまざまな課題について解決のための助言や指導などをおこなう。

スクールガードリーダー

こどもの安全を守るために、①通学路の巡回活動、②不審者対応についての学校へのアドバイス、③各地域で子どもを見守る「学校安全ボランティア（スクールガード）」の指導等の活動を行っている警察OBや教員OB等の防犯の専門家。

スクールソーシャルワーカー

主に社会的弱者への福祉相談業務に従事する福祉職の専門家であるソーシャルワーカー（ケースワーカー）の中で、教育機関において当該の任に就く者。児童・生徒の最善の利益を保障するために、学校などにおいてソーシャルワークをおこなう。

【た行】

筑前町子どもの約束

基本的な人間力をつけ、どんな場面や場所でもたくましく生き抜くことが出来る“筑前っ子”に育ってほしいという願いや思いが込められている“筑前町子どもの約束”を推進するため、関係団体と共に、具体的な取り組みを行うもの。

一つ、私は、「おはよう」「こんにちは」元気いっぱいあいさつします。【あいさつ】

一つ、私は、早寝、早起き、朝ごはん、規則正しい生活に努めます。【生活習慣】

一つ、私は、「ありがとう」の言葉で感謝を伝えます。【感謝】

一つ、私は、やさしい言葉づかいで、家族、友達、お年寄りを大切にします。【おもいやり】

一つ、私は、自分の命、みんなの命を大切にします。【命】

一つ、私は、筑前町の豊かな自然を守るために、今できることをがんばります。【郷土愛】

一つ、私は、夢を持ち、何ごとともチャレンジすることを大切にします。【こころざし】

DV

domestic violence の略で、家庭内、同居者間での暴力や攻撃的行動を指す、社会的および法的概念。

特定教育・保育施設

市町村長が施設型給付費の支給に係る施設として確認する「教育・保育施設」のこと。施設型給付を受けず、私学助成を受ける私立幼稚園は含まれない。

特定事業主行動計画

次世代育成支援対策推進法第二章第四節第十九条「国及び地方公共団体の機関、それらの長またはそれらの職員で政令で定めるものは、政令で定めるところにより、行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する次世代育成支援対策に関する計画をいう。）を策定するものとする。」において策定を義務付けられている行動計画。

届出保育施設

保育を行うことを目的とする施設であって、都道府県知事が認可している認可保育所以外の施設の総称。

【な行】

認可保育所

国が定めた設置基準（施設の広さ、保育士等の職員数、給食設備、防災管理、衛生管理等）を満たし、都道府県知事に認可された施設。地方自治体が運営する公立保育所と社会福祉法人などが運営する民間保育所（私立）があり、いずれも市町村において入所の手続きが必要。

認定こども園

保護者が働いているかどうかに関わらず、小学校就学前のこどもに教育・保育を一体的に提供する機能、地域における子育て支援として相談活動や親子の集いの場の提供などを行う機能を併せ持つ施設。

【は行】

バリアフリー

対象者である障害を含む高齢者等が、社会生活に参加する上で生活の支障となる物理的な障害や、精神的な障壁を取り除くための施策、若しくは具体的に障がいを取り除いた事物および状態。

ファシリテーター

目的達成のための計画立案を支援する人のこと。狭義には会議や議論の際に、司会を行い場を促進する人を指す。

ブックスタート

赤ちゃんとその保護者に絵本や子育てに関する情報などが入ったブックスタート・パックを手渡し、絵本を介して心ふれあうひとときを持つきっかけをつくる活動をいう。

放課後児童健全育成事業（学童保育）

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に児童館や小学校の余裕教室等を利用して設置する、適切な遊び及び生活の場のこと。厚生労働省が主導。

母子保健法

母性及び乳幼児の健康の保持・増進のため、保健指導・健康診査・医療その他の措置について定めている法律。

【や行】

ヤングケアラー

病気や障害のある家族・親族の介護などで忙しく、本来受けるべき教育を受けられなかったり、同世代との人間関係を満足に構築出来なかったりする未成年、または未成年時代にそのような状況にあった人たちのこと。

ユニバーサルデザイン

文化・言語・国籍や年齢・性別・能力などの個人の違いにかかわらず、出来るだけ多くの人々が利用できることを目指した建築（設備）・製品・情報などの設計（デザイン）のことであり、またそれを実現するためのプロセス（過程）。

幼稚園

満3歳から小学校就学前までの幼児を対象に、「幼児を保育し、適当な環境を与えてその心身の発達を助長すること」を目的とする、文部科学省に認可された学校施設。

幼児教育・保育の無償化

「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律」に基づき創設された「子育てのための施設等利用給付」による。市町村は、①の対象施設等を、②の支給要件を満たした子どもが利用した際に要する費用を支給する。

①対象施設

こどものための教育・保育給付の対象外である幼稚園、特別支援学校の幼稚部、認可外保育施設、預かり保育事業、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業であって、市町村の確認を受けたものを対象とする。

②支給要件

以下のいずれかに該当する子どもであって市町村の認定を受けたものを対象とする。

- ・3歳から5歳まで（小学校就学前まで）の子ども。
- ・0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもであって、保育の必要性がある子ども。

要保護児童対策地域協議会

要保護児童の適切な保護を図るため、関係機関等により構成され、要保護児童及びその保護者に関する情報の交換や支援内容の協議を行う。

【わ行】

ワーク・ライフ・バランス

「仕事と生活の調和」と訳され、「国民一人ひとりがやりがいや充実感をもちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる」ことを指す。

3. 筑前町子ども・子育て会議条例

平成 25 年 6 月 28 日条例第 15 号

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 72 条第 1 項の規定に基づき、筑前町子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 子育て会議の所掌する事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 法 72 条第 1 項の各号に掲げる事務
- (2) 筑前町子どもの権利条例（平成 20 年筑前町条例第 45 号）第 26 条に掲げる事務

(組織)

第 3 条 子育て会議は、委員 13 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 子どもの教育、保育に関する事業に従事する者
- (3) 子どもの保護者
- (4) 前 3 号に掲げる者のほか、町長が必要と認める者

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は 2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

(会長及び副会長)

第 5 条 子育て会議に会長及び副会長各 1 名を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は子育て会議を代表し、会務を総理し会議の議長となる。

4 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 子育て会議の会議は、会長が招集する。ただし、会長及び副会長が選出されていないときは、町長が行う。

2 子育て会議は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 子育て会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第7条 会長は子育て会議において必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見又は説明を聴き、若しくは関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 子育て会議の庶務は、こども課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営について必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (令和3年3月15日条例第3号抄)

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年12月12日条例第25号)

この条例は、公布の日から施行する。

4. 筑前町子ども・子育て会議委員名簿

団体・役職等	職名	氏名	備考
民生委員児童委員協議会	主任児童委員	橋本 栄子	副会長
町教育委員会代表	教育委員	東野 正美	
町社会教育委員代表	社会教育委員	野見山 美樹	
保育所（園）代表	なずな保育園長	江藤 健史	会長
幼稚園代表	中津屋幼稚園長	植木 史弥	
町小学校代表	三輪小学校長	荒木 賢治	
町中学校代表	夜須中学校長	木村 文彦	
就学前保護者代表	子育て支援センター利用者代表	向井 明子	
就学前保護者代表	子育て支援センター利用者代表	久保田 閑那	
小中学校保護者代表	三輪小学校PTA会長	北原 康隆	
町社会福祉協議会	社会福祉協議会事務局長	甲斐 智英	
町商工会	商工会事務局長	仲村 剛	

5. 筑前町子ども・子育て支援事業計画策定経過

期日	内容
【第1回】 令和5年12月20日	・第2期筑前町子ども・子育て支援事業計画の進捗状況について
【第1回】 令和6年7月8日	・第2期筑前町子ども・子育て支援事業計画の進捗状況について
【第2回】 令和6年9月18日	・第3期筑前町子ども・子育て支援事業計画（案）について
【第3回】 令和6年12月19日	・第3期筑前町子ども・子育て支援事業計画（案）について

～みつめよう こどもの心 親の声 未来へつなぐ 町づくり～

第3期

筑前町子ども・子育て支援事業計画

令和7年3月

発行 筑前町 こども課

〒838-0215 福岡県朝倉郡筑前町篠隈 373 番地

TEL (0946) 42-6581

FAX (0946) 42-2011